

焦点

令和6年の治安の回顧と展望

第295号・令和6年版

— 特 集 —

激甚化・頻発化する災害に備えて

警 察 庁 警 備 局

目次

はじめに

第1章 【特集】 激甚化・頻発化する災害に備えて

- 1 近年の気象災害と警察活動 1
- 2 災害対処能力向上のための近年の取組 3
- 3 令和6年能登半島地震への対応を踏まえた取組 5
- コラム COLUMN 大阪・関西万博に向けた警察の取組 8
- コラム COLUMN 能動的サイバー防御の導入に向けた政府の取組 8

第2章 公安情勢

- 1 オウム真理教 9
- 2 極左暴力集団 13
- 3 右翼及び右派系市民グループ 18
- 4 日本共産党 22
- 5 大衆運動 24
- 6 ローン・オフエンダー等 29

第3章 外事情勢

- 1 中国 31
- 2 ロシア 36
- 3 朝鮮半島 41
- 4 経済安全保障に関する取組 49
- 5 外国による偽情報等への対策 52
- 6 不法滞在者対策 53

第4章 国際テロ情勢

- 1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威 54
- 2 日本赤軍及び「よど号」グループ 56
- 3 国際テロ対策等 57

第5章 サイバー情勢

- 1 情勢 62
- 2 官民連携の推進及び実態解明 66

第6章 警備実施

- 1 警戒警備の強化 69
- 2 警衛・警護 74

第7章 災害

- 1 大規模災害への備え 76
- 2 自然災害の発生状況と警察活動 78

はじめに

本誌では、国の公安又は利益に係る犯罪等の取締り及びこれらの犯罪に関する情報収集並びに重大事案への対処を担う警備警察の取組等について紹介しています。

令和6年（2024年）1月1日、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6（暫定値）の地震が発生し、石川県志賀町及び輪島市で震度7を観測しました。この地震により、多くの人命が失われたほか、建物の倒壊、大規模な土砂崩れ、火災等が発生しました。発災直後は、土砂崩れ等のため、特に被害の大きかった^{すず}珠洲市や輪島市への陸路での移動が困難であったほか、真冬の厳しい寒さ、断水や停電の長期化といった過酷な環境にありましたが、全国警察が一丸となり、その総合力を生かして救出救助等に当たりました。令和6年中には地震や大雨といった災害が相次ぎ、令和6年7月25日からの大雨では災害警備活動に従事していた警察官2人が殉職する事案も発生したほか、令和6年9月20日からの大雨では、年初の地震で被災した能登半島において甚大な被害が生じました。激甚化・頻発化している豪雨災害や今後発生が懸念される首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震等に的確に対処することができるよう、警察の災害対処能力の一層の向上が求められています。



▲令和6年能登半島地震（時事）



▲警護の状況（10月、東京）

また、令和6年10月に施行された衆議院議員総選挙に際しては、安倍元首相銃撃事件以降2年余りにわたり警察において進めてきた警護の抜本的強化に係る取組の真価が問われる中、警察組織の総力を挙げて、同選挙に伴う警護を完遂しました。警察では、同選挙に伴う警護で得られた経験も踏まえ、引き続き、警護に万全を期することとしています。さらに、ローン・オフエンダー等の従来の警備対象勢力に属さない主体が、暴力に訴える過激な手段により公共の安全と秩序を脅かしていることに鑑み、警察では、令和6年4月から新たな業務モデルの全国運用を開始し、警察の総合力を発揮した対策に全力を挙げています。

令和7年には、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催され、多数の来場者が見込まれるほか、国内外から多数の要人の来訪も予想されるところであり、同博覧会における安全・安心の確保に向け、警戒警備及び警護に加え、サイバー攻撃への対応、雑踏事故防止、災害発生時の対処といった対策を総合的に推進していくことが求められます。

警察では、このほか、様々な治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公共の安全と秩序の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析に継続して取り組むとともに、機動隊等の対処能力の向上を図るなど各種対策を推進していきます。

第1章

【特集】激甚化・頻発化する災害に備えて

近年、警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震等に的確に対処できるよう、災害対処能力の一層の向上に取り組んでいる。また、令和6年能登半島地震への対応を振り返り、課題を抽出した上で、大規模災害における警察活動の高度化を推進している。

1 近年の気象災害と警察活動^{注1}

(1) 平成30年7月豪雨

平成30年（2018年）6月28日から同年7月8日にかけて、前線及び台風第7号の影響により、西日本を中心とした広い範囲で記録的な大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、大雨により生じた土砂崩れに巻き込まれるなどして、死者数が広島県で133人、岡山県で73人、愛媛県で32人となるなど、西日本を中心に死者263人、行方不明者8人等の被害が発生した。

警察では、2管区41都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊^{注2}延べ約1万9,400人及び25都府県警察から警察用航空機（ヘリコプター）延べ435機を広島県警察、岡山県警察、愛媛県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。

(2) 令和元年東日本台風（台風第19号）

令和元年（2019年）10月10日から同月13日にかけて、令和元年東日本台風の影響により、関東地方、東北地方等の各地で暴風を伴った大雨となった。この大雨等により、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、大雨により生じた土砂崩れに巻き込まれるなどして、関東地方及び東北地方を中心に、死者84人、行方不明者3人等の被害が発生した。



▲行方不明者の搜索（広島）



▲警察用航空機による救出救助（岡山）



▲浸水地域における救出救助（宮城）

注1…「1 近年の気象災害と警察活動」における人的被害の数については、消防庁まとめ。
注2…76頁参照（第7章）

警察では、2管区34都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約4,400人及び17都道府県警察から警察用航空機延べ119機を宮城県警察、福島県警察、長野県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動を実施した。

(3) 令和2年7月豪雨

令和2年7月3日から同月31日にかけて、前線の影響により、九州地方から東北地方にかけての各地で大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、河川の氾濫により住家に取り残されるなどして、九州を中心に死者84人、行方不明者2人等の被害が発生した。

警察では、1管区24都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約2,900人及び17都府県警察から警察用航空機延べ119機を熊本県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動を実施した。

(4) 令和3年7月1日からの大雨

令和3年7月1日から同月3日にかけて、前線の影響により、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、静岡県熱海市では、同月3日に土石流が発生するなどし、死者27人、行方不明者1人等の被害が発生した。

警察では、5管区27都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約4,100人及び2都県警察から警察用航空機延べ8機を静岡県警察に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索等の活動を実施した。



▲被災者の避難誘導（長野）



▲浸水地域における救出救助（熊本）



▲行方不明者の搜索（熊本）



▲被災した建物からの救出救助（静岡）



▲行方不明者の搜索（静岡）

2 災害対処能力向上のための近年の取組

(1) 災害警備訓練施設を活用した実践的訓練

警察庁では、今後発生し得る大規模災害に備えるため、部隊に応じた救出救助訓練基準及び災害警備活動マニュアルを整備するとともに、災害警備訓練施設を整備し、体系的な災害警備訓練を推進している。

近畿管区警察局災害警備訓練施設を整備するに当たっては、要救助者が閉じ込められた空間における救出救助の訓練を行うため、形を組み替えて建物の様々な倒壊状況を安全かつ効率的に再現できるよう、建物倒壊のメカニズム等を考慮して可変式訓練ユニットを開発した。また、警視庁・東日本災害警備訓練施設を整備するに当たっては、津波、豪雨等による実際の災害現場に近い環境を再現し、積み土のう訓練やボート、ロープ等を使用した救出救助訓練が可能な浸水域対応訓練ゾーンを設置した。



▲災害警備訓練施設における可変式訓練ユニットを活用した訓練



▲警視庁・東日本災害警備訓練施設における救出救助訓練



▲近畿管区警察局災害警備訓練施設における救出救助訓練

近畿管区警察局災害警備訓練施設の概要

近 畿 管 区 警 察 局 災 害 警 備 訓 練 施 設

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、警察の災害対処能力向上を目的に整備（H28.1～）
- 地震災害、土砂・火山災害及び水害に対応する12の訓練設備を配置
- 国内の災害特性を踏まえた実践的訓練と、安全で効率的な運用（訓練・施設管理）を実現する施設構成
- 各部隊・職員の専門性・経験・能力に応じた段階的・体系的な訓練が可能



重機操作訓練ゾーン



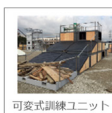
土砂埋没建物ユニット



土質等学習ゾーン



高所訓練ゾーン



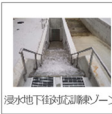
可変式訓練ユニット



建物緊急補強学習ゾーン



浸水域対応訓練ゾーン



浸水地下砂防訓練ゾーン



大阪府堺市北区（近畿管区警察学校隣接地）約4,800㎡



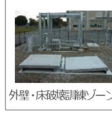
建物構造等学習ゾーン



外壁・床破損訓練ゾーン



水防工法訓練ゾーン



外壁・床破損訓練ゾーン

(2) 警察用航空機の運用の高度化

近年、災害の激化・頻発化に伴い、大規模災害発生時における警察用航空機の運用件数が増加しており、警察用航空機の広域運用の強化による災害対処能力の向上が求められている。

警察庁では、令和3年、警察用航空機を災害対応における警察機動力の中核として位置付ける制度改正を行うなど、大規模災害発生時における警察用航空機の広域運用の強化等を図った。

また、大規模災害発生時に警察用航空機を最大限活用するためには、夜間や悪天候といった悪条件下であっても被災地に展開できる操縦技術等が不可欠であることから、警察では、令和3年度から、夜間飛行訓練、計器飛行訓練、緊急操作訓練等具体的な訓練項目を設定するなどし、操縦技術等の維持・向上を図っている。



▲警察用航空機による救出救助訓練

(3) 警察庁災害対応指揮支援チーム（D－S U T）の発足

警察庁では、令和3年4月、被災地を管轄する都道府県警察の長等が行う災害警備活動の指揮等に関する助言を行うほか、これらの都道府県警察と警察庁災害警備本部等との連携を強化するため、大規模災害対応に関する専門的な知識を有する者で構成される、警察庁災害対応指揮支援チーム（D－S U T）を発足させた。

D－S U Tは、令和3年7月1日からの大雨に際し、静岡県警察本部、熱海市災害対策本部、被災現場の合同調整所等へ派遣されたほか、令和6年能登半島地震に際し、石川県警察本部、石川県災害対策本部、被災現場の合同調整所等へ派遣され、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等の支援を実施した。

警察庁災害対応指揮支援チーム D-SUT（ディー・サット）
 【National Police Agency Disaster Response Command Support Team】

- ・ 全国警察から災害対応のエキスパートを選抜、被災地警察へ派遣、災害対応の指揮・調整機能を支援
- ・ 警備第三課長を班長とし、3ユニットを編成、恒常的チーム化

①被災地警察災害警備本部支援ユニット 被災地警察災害警備本部において、都道府県警察本部長が行う災害警備活動の指揮に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援  警備局警備運用部職員及び警察庁災害対策室OBから編成	②合同調整所支援ユニット 合同調整所及び現地指揮所において、現地指揮官が行う救出救助活動等部隊運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援  警察庁指定広域技能指導官、各管区局災害担当補佐等から編成	③航空機運用支援ユニット 被災地警察災害警備本部、被災地警察航空隊及び都道府県航空運用調整班において、都道府県警察本部長等が行う航空機運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援  各都道府県警察航空隊員等から編成
--	---	---

⇒ 災害対応に精通した支援要員を迅速に派遣し、機能的に運用することで、被災地警察の災害対応を更に強化

3 令和6年能登半島地震への対応を踏まえた取組

令和6年1月1日午後4時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6（暫定値）の地震が発生し、石川県志賀町及び輪島市で震度7を、同県七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町で震度6強を、それぞれ観測した。この地震に伴い、数多くの建物が倒壊したほか、大規模な土砂崩れや火災等が発生した。この地震により死者228人、行方不明者2人等の被害が発生した。

警察では、石川県警察において、警察本部長を長とする災害警備本部を設置するとともに、46都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊等延べ約13万5,000人、警察用航空機延べ306機を石川県警察に派遣し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災状況についての情報収集、交通対策、情報通信対策、被災地の安全・安心を確保するための活動等を実施した。

現在も、石川県警察において、被災地の復旧・復興の前提となる治安の確保に努めているところ、警察庁では、令和6年能登半島地震における各種警察活動を振り返り、課題を抽出した上で、大規模災害における警察活動の高度化を推進している。

（1）初動対応における情報収集・部隊展開

発災直後は、土砂崩れ等のため、特に被害の大きかった珠洲市や輪島市への陸路での移動が困難であったことから、四輪駆動車等を活用し、通行可能な道路に関する情報収集を行うとともに、被災地に到達するためのルートをややかに解明し、被災地への部隊展開を迅速に行った。また、自衛隊の協力を得て、広域緊急援助隊（警備部隊）の輸送を、自衛隊の大型ヘリコプターで行った。

今回の対応における経験を踏まえ、警察庁では、大規模災害発生時の最初期における情報収集・集約の更なる強化に資する方策を取りまとめ、例えば、部隊が被災地に到達するためのルートを解明する任務を担う専従の職員を指定し、これに資する情報の収集を強化することとしている。また、悪路での走行や多くの資機材の積載が可能なバン型四輪駆動車や部隊の空路輸送を想定した小型・軽量の救出救助用資機材の整備を進めるなど、被災地警察及び特別派遣部隊が初動対応を十分に行うための取組を強化している。



▲道路の被災状況
(資機材を携行して徒歩で移動する部隊)



▲自衛隊による部隊輸送



▲警察用航空機による救出救助

(2) 救出救助・捜索

全国から派遣された広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は、石川県警察と一体となって、自衛隊、地方自治体、消防及びDMAT^注と連携しながら、倒壊家屋等からの救出救助活動のほか、土砂崩れ現場や広範囲で建物が焼失した地域における行方不明者の捜索活動を実施した。

今回の対応における経験を踏まえ、都道府県警察では、大規模災害発生時に、広域緊急援助隊（警備部隊）等が現場に到着するまでの間、救出救助活動に従事する警察署員の対処能力を向上させるための災害対処訓練を実施し、警察の災害対処能力の底上げを図るほか、地域住民による自治組織に対する防災啓発活動を実施し、地域の共助意識の醸成を図っている。

また、SNS上では、救助を求める被災者からの切迫した投稿があった一方で、実在しない被害を内容とする悪質な虚偽投稿も散見されたことを踏まえ、警察では、SNS上における救助要請等の情報を迅速に把握するとともに、信憑性の確認・判断やSNS事業者への削除依頼を行うなど偽・誤情報に的確に対処するための取組を推進している。



▲重機を活用した行方不明者の捜索

(3) 交通対策

38 都道府県警察から派遣された広域緊急援助隊（交通部隊）及び特別交通部隊は、石川県警察と一体となって、道路損壊箇所等に関する情報収集や、信号機が滅灯した主要な交差点等での警察官による交通整理・交通誘導を実施した。また、輪島・珠洲方面への主要な道路が被災したことを受け、災害復旧や救援物資輸送に係る交通の円滑を図るため、令和6年1月7日から3月15日までの間、「のと里山街道」の一部の区間の通行をこれらの業務のための車両に特化する交通規制を実施したほか、輪島・珠洲方面に向かう一般車両の通行自粛に係る広報啓発活動を実施した。



▲警察官による交通整理

今回の対応における経験を踏まえ、警察では、大規模災害発生時に交通実態の把握が必要と見込まれる箇所のうち、警察では直ちに実態を把握することができない箇所を選定した上で、これらの箇所における情報収集に関する道路管理者との協力関係の強化に取り組むとともに、このような箇所に簡易に設置でき、管理をすることも容易なカメラ等、情報収集のための資機材の整備等について検討を進めることとしている。

注…Disaster Medical Assistance Team の略称。医師、看護師等で構築され、大規模災害時の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

(4) 防犯対策

多くの被災者が自宅からの避難を余儀なくされたことを受け、被災地における空き巣等の犯罪を抑止するとともに、被災地の安全・安心を確保するため、石川県警察は、45 都道府県警察から派遣された特別自動車警ら部隊等と一体となって、1 日当たり警察官最大約 500 人、パトカー最大約 90 台の体制で被災地域や避難所周辺の警戒・警らを行ったほか、活動現場における広報等の活動を強力に行った。

また、警察では、被災地における防犯対策の一環として、犯罪の発生状況、防犯カメラの設置に関する被災者のニーズ及び設置による防犯上の効果を考慮した上で、石川県内において、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となっている地域の街頭等に防犯カメラ 1,006 台を設置した。こうした取組に対し、被災者からは、「防犯カメラが付き、ありがたい」、「防犯カメラが付いて安心している」などの声が寄せられた。

今回の対応における経験を踏まえ、警察では、被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等を行う部隊を新設した。

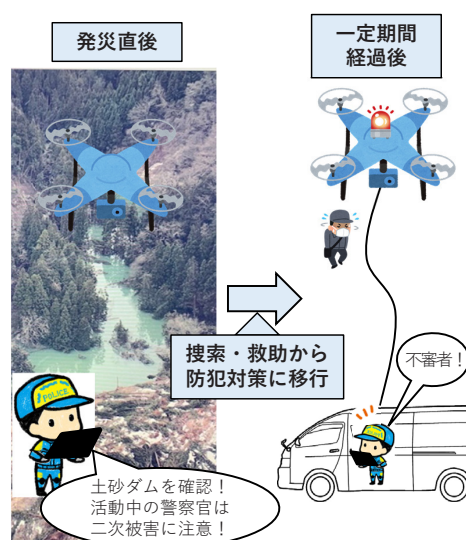
さらに、「令和 6 年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」^{注1}（令和 6 年 6 月令和 6 年能登半島地震に係る検証チーム）において、「被災状況等の把握」及び「地域の防犯対策の充実」のために有効な新技術として、小型無人機（ドローン）が挙げられたこと等を踏まえ、警察では、用途に応じて有線飛行と無線飛行を切替可能なドローンを整備し、発災直後の被災状況についての情報収集や、発災から一定期間経過後の検問等の防犯対策においてドローンを活用することとしている。



▲パトカーによる被災地の警戒・警ら



▲防犯カメラの設置状況



▲有線・無線切替ドローンの活用イメージ

(5) 警察活動に係る情報発信

石川県警察をはじめ都道府県警察では、被災者等の気持ちに寄り添い、また、避難に伴う不安を解消するため、SNS 等を活用し、警察による被災者の救出救助活動、被災地域における警戒・警ら活動等に関する情報や防犯に資する情報を積極的に発信するとともに、避難所への訪問を

通じて、被災者等に対し、こうした情報の周知を図った。さらに、警察庁では、これらの情報を被災者等に届きやすくするため、様々なメディアに対し、被災地での警察活動を撮影した映像を提供したほか、警察庁ウェブサイト^{注2}や警察庁の SNS 上の災害情報専用アカウント^{注3}において、これらの情報の発信を行った。



▲ X (旧 Twitter) を活用した広報活動



▲ YouTube を活用した広報活動
(被災地におけるパトロールの状況)

注 1 … https://www.bousai.go.jp/jishin/oto/taisaku_wg_02/pdf/siryo4.pdf

注 2 … <https://www.npa.go.jp/bureau/security/biki/disaster.html>

注 3 … https://x.com/NPA_saigaiKOH

コラム
COLUMN

大阪・関西万博に向けた警察の取組

令和7年4月13日から10月13日までの184日間、大阪府大阪市夢洲地区において、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催される。

大阪・関西万博は、平成17年（2005年）に愛知県長久手市において開催された愛・地球博に続き、20年ぶりに日本で開催される国際博覧会であり、開催期間中には約2,800万人の来場者が見込まれている。また、開閉会式やナショナル・デー等の機会には、国内外から多数の要人の来訪が予想されるなど、国際的にも高い注目を集めている。

警察庁では、令和6年7月、警察庁次長を長とする「大阪・関西万博警備対策推進室」を設置したほか、開催地を管轄する大阪府警察では、令和5年4月、副本部長を長とする「大阪府警察万博対策本部」を設置し、所要の体制を構築した。



万博会場の建設状況
（大阪市夢洲：令和7年1月16日現在）

大阪・関西万博に向けて、関係機関・団体と緊密に連携し、「各種情勢等を踏まえた警備態勢の確立」、「会場等におけるテロ等違法行為の未然防止」、「会場内外における雑踏事故等の未然防止」、「会場周辺の安全かつ円滑な交通環境の確保」といった、大阪・関西万博開催期間中における安全・安心の確保に向けた取組を推進している。

コラム
COLUMN

能動的サイバー防御の導入に向けた政府の取組

近年、国、重要インフラ等を標的としたサイバー攻撃が国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっている。我が国においても、実際に政府機関や重要インフラ等を標的としたサイバー攻撃が発生しており、また、国家の関与が疑われるものも確認されている。こうした中、令和4年（2022年）12月に閣議決定された国家安全保障戦略において、「サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」、「武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入する」などの方策が掲げられた。



第4回サイバー安全保障分野での
対応能力の向上に向けた有識者会議
（首相官邸ウェブサイト）

同戦略を踏まえ、政府は、令和6年6月、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」を設置し、同年11月、提言が取りまとめられた。

政府は、令和7年2月、能動的サイバー防御を導入するための法案^注を閣議決定し、第217回国会に提出した（令和7年2月7日時点）。

注…「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

第2章

公安情勢

1 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。

令和7年（2025年）1月現在、教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,600人とみられる。

① 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本の「生誕祭」を開催しているほか、同人の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等において、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたりするなど、同人への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph（アレフ）」は、松本の二男の教団復帰をめぐる生じた内紛の後、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とした執行部によって統制されている。今後も、松本の絶対的な地位を前提とする方針や指導体制の下、組織運営を行っていくものとみられる。

一方、執行部により排除された一部の信者は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

② 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトに「オウムの反省・総括」を掲載したり、上祐史浩代表がSNSを通じて松本からの脱却を強調するなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、同代表が出演するトークイベントにおいて著名人との対談を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールしている。



▲オウム真理教の拠点施設

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、団体規制法^注に基づく観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

③ 団体規制法に基づく処分状況

ア 観察処分

令和6年1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間（令和9年1月末まで）更新する決定を行った。同処分に基づき、教団に対し、3か月ごとに役職員の氏名・住所・役職、構成員の氏名・住所、土地・建物の所在、資産、負債等を公安調査庁長官に報告する義務が課されたほか、公安調査官による教団施設への立入検査が行われている。

イ 再発防止処分

「Aleph（アレフ）」は、観察処分に伴う公安調査庁長官への報告内容がかねてから不十分であったことに加え、令和2年2月の報告以降、収益事業の資産等報告すべき事項の一部についても報告を行わず、公安調査庁による是正指導にも応じていない。

このため、令和5年1月、公安調査庁長官は、「Aleph（アレフ）」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の把握が困難となっているとして、公安審査委員会に再発防止処分の請求を行い、同年3月、同委員会は団体規制法の施行以来初めて同処分を行う決定をした。これにより、「Aleph（アレフ）」は6か月間、土地・建物の全部又は一部の使用及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止された。

【再発防止処分概要】

▶ 再発防止処分の内容（第8条第2項）

1号 土地又は建物の新規取得又は借り受けの禁止

2号 土地又は建物の全部又は一部の使用禁止

3号 無差別大量殺人行為の関与者等の活動禁止

4号 団体による信者の勧誘又は脱退妨害の禁止

5号 財産上の利益の受贈与の禁止又は制限

6月を超えない期間を定めて、左記各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる

➡ **決定された処分は2号及び5号**

※ 第9条第1項・第2項で、団体の役職員・構成員は「当該処分に違反する行為をしてはならない」と規定

▶ 罰則

第38条 役職員又は構成員等の禁止行為違反の罪（再発防止処分に違反する行為を禁止）

➡ **2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

第40条 標章損壊等の罪（土地又は建物の使用禁止に関する標章を損壊、汚損してはならない）

➡ **50万円以下の罰金**

しかし、以降も「Aleph（アレフ）」は不十分な報告を続けたため、公安調査庁長官は処分の継続が必要と判断し、改めて同処分の請求を行った。その結果、同委員会は同年9月に2回目、令和6年3月に3回目の同処分を行い、令和6年9月には令和7年3月20日までを期限とする4回目の同処分を行う決定を行った。

注…無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

④ 組織拡大に向けた動向

主流派は、街頭や書店における声掛けのほか、SNS等の非対面型の手法を用いて青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿し、宗教色を感じさせないヨガ教室等への参加を働き掛けるなどして、新規信者の獲得に向けた活動を行っている。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

【事例】 主流派「Aleph(アレフ)」による勧誘活動

導 入

- 教団による一連の事件を知らない青年層が主な対象
- 街頭や書店での声掛け、SNSや友人等を通じ、宗教やヨガ等に興味を持つ者に接近、喫茶店等で接触

人間関係の構築

- 教団名を秘したまま、十数回にわたり宗教やヨガ等を講義
- 被勧誘者の関心や悩みを聞き出し、相談を受けながら、人間関係を構築

入 信

- 教団による一連の事件は国家ぐるみの陰謀と説明
- 松本の偉大性等を講義
- 教団に対する抵抗感がないことを確認した上で教団名を告知し、入信させる

⑤ 遺骨をめぐる動向

平成30年(2018年)7月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐる松本の家族間で争われていた祭祀承継審判については、令和3年7月の最高裁判所決定により、松本の二女が祭祀承継者に確定した。

その後も、遺骨等は国により保管されているが、令和4年10月、二女が国に対し、遺骨等の引渡しを求めて東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)に提訴した。これに対し国側は、二女側が遺骨等の保管場所や方法を示しておらず、二女ら関係者の安全性に懸念があるなどとして請求棄却を求めたものの、令和6年3月、東京地裁は、国側に二女への遺骨引渡しを命じる判決を言い渡した。同月、国側は控訴し、現在も係争中である。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

また、令和6年6月には松本サリン事件から30年が経過し、令和7年3月には地下鉄サリン事件から30年を迎えるが、こうした年月の経過に伴い、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することが懸念される。

そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等、教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。

さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

「オウム真理教」とは？



地下鉄サリン事件現場
写真提供：共同通信社

■ 殺人を肯定する教義により、かつて凶悪事件を実行

- 国家権力を打倒するべく武装化
- 地下鉄サリン事件(1995年)等、数々の凶悪事件を実行

■ 「Aleph」^{アレフ}、「ひかりの輪」と名を変え、今も活動中

- Alephは、団体名を隠して、ヨガ教室等を名目に接近
- ひかりの輪は、主催行事への参加を一般にも呼びかけ

事件を風化させない

警察庁

▲広報用チラシ

【オウム真理教による主な事件】

事 件 名	発 生 日	死者数及び負傷者数
① 弁護士一家殺害事件(殺人)	平成元年11月4日	死者3人
② 松本サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成6年6月27日	死者8人 負傷者約140人
③ 公証役場事務長逮捕監禁致死事件 (逮捕監禁致死・死体損壊)	平成7年2月28日	死者1人
④ 地下鉄サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成7年3月20日	死者13人 負傷者5,800人以上 ※ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数 なお、令和2年3月に更に1人が死亡

2 極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組むとともに、労働運動や大衆運動にも介入している。一方で、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁しており、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(1) 革マル派

革マル派は、令和6年中も引き続き、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、「暗黒の21世紀」世界を生き苦悩し闘う労働者人民の精神的武器」と位置付ける「黒田寛一著作集」（全40巻）の第18巻から第20巻を刊行したほか、「わが創始者の言葉を、われわれは二十一世紀現代において引き継ぎ・つらぬいてたかっているのである」、「同志黒田の教えに学び組織建設に邁進しよう」などと主張するなど、故黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（連合）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「独占資本家の賃金抑制に協力する「連合」労働貴族弾劾」、日本郵政グループ労働組合（J P 労組）に対しては、「J P 労組本部の裏切りを許さず、大幅一律賃上げ獲得をめざしてたたかおう」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「組合員の怒りの声を抑圧する日教組本部を弾劾せよ」などと、それぞれ指導部に対する批判を展開した。また、各地のメーデー会場周辺では、参加者に対して、連合等の労組指導部を批判するビラを配布し、同派への結集を呼び掛けた。

大衆運動においては、「改憲・大軍拡阻止」、「日米グローバル同盟の強化反対」などと主張し、政権打倒や反戦等を訴えて、集会、デモ等に取り組んだ。

また、同年7月に開催された日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を捉え、「日米2プラス2開催反対」などと主張し、抗議行動に取り組んだ。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢を捉えて、「今こそウクライナ反戦に起て」、「〈プーチンの戦争〉を粉砕せよ」などとロシアを批判し、各地で集会、デモ等を行ったほか、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉えては、「イスラエルによる中東全域への戦争放火を阻止せよ」などとイスラエルを批判し、各地で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体が主催する社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したビラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設阻止」、「南西諸島の軍事要塞化粉砕」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

同年9月には、同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）が、「第94回定期全国大会」を開催し、執行



▲「労働者・学生統一行動」（2月、東京）

部体制を確立した上で「本大会で確立した闘争態勢にもとづいて、反戦反ファシズムの断固たる闘争の火ぶたをすでに切っているのが全学連にほかならない」などと主張した。

同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）と東日本旅客鉄道労働組合（ＪＲ東労組）については、同年６月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松崎明元ＪＲ東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

（２）中核派

中核派（党中央）は、令和６年中、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持しつつ、「反戦闘争を軸とする階級的労働運動、学生運動、あらゆる大衆運動をこの方向に向かって組織することが、党の基本任務」などと主張し、各種闘争に取り組んだ。

同派は、令和４年２月に開催された「第８回全国大会」以降、反戦闘争に更に重点を置く動きがみられ、令和５年１月に発行された同派機関紙「前進（新年特別号）」では、「今や階級闘争の最大の焦点は戦争であり、革命的共産主義の党と労働者階級の基本的任務は、この帝国主義の戦争を革命的内乱に転化すること」と提起した。さらに、同年８月に開催された「第３１回全国委員会総会」では、「帝国主義そのものを打倒する革命に向かって労働運動＝反戦闘争を闘わなければならない。反戦闘争＝反帝国主義闘争が党の第一の任務である」と提起したほか、清水丈夫議長が「最後的には内乱に勝利するまで発展する。革命に勝利するところにまで行き着くような闘いを、われわれは今から始める」と発言し、反戦闘争への傾倒が顕著となっていたところ、令和６年も同年２月に開催された「第９回全国大会」で、「反戦闘争を軸とする階級的労働運動は今こそその力を全面的に発揮し、爆発的な発展をかちとらなければならない」などと提起するとともに、同年８月に開催された「第３３回全国委員会総会」では、同議長が「体制打倒まで闘う反戦闘争を」などと訴え、反戦闘争を中心に各種闘争に継続して取り組むことを確認した。

また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突から１年が経過したことを捉えて、「米帝の支援と擁護のもとで、イスラエルはますます凶暴

にパレスチナ人民への虐殺と民族浄化をあくまでも推し進め、さらには中東各国になりふり構わず戦火を拡大している」としつつ、「パレスチナ人民と連帯し、戦争と虐殺の元凶＝帝国主義の打倒へ、青年・学生を先頭に巨大な大衆的実力闘争を巻き起こそう」などと主張し、イスラエル国大使館に対する抗議や「パレスチナ蜂起１周年１０・７新宿反戦デモ」に取り組んだ。

同派は、広島市に原爆が投下された８月６日及び長崎市に原爆が投下された８月９日を捉え、例年、広島市及び長崎市でそれぞれ反戦・反核を訴える抗議行動に取り組んでいるところ、令和６年中も「広島から全世界に米日帝の中国侵略戦争阻止・核戦争阻止の闘いをとどろかせよう」、「ヒロシマ・ナガサ



▲イスラエル国大使館に対する抗議行動（ＥＰＡ＝時事）

キを繰り返すな」などと主張し、広島市内及び長崎市内でそれぞれ「反戦・反核」を訴える抗議行動に取り組んだ。

国鉄闘争においては、同年7月に、都内で「国鉄闘争全国運動7・14全国集会」を、同年11月に、都内で「11・3全国労働者総決起集会」を開催し、「JR東が先頭で戦争国家攻撃をかけている今、国鉄闘争を貫いている意義は大きなものがあります」などと主張した。



▲広島市内における抗議行動
(ABACA PRESS / 時事通信フォト)

渋谷暴動事件（昭和46年（1971年）11月14日）において警備中の警察官を殺害するなどして指名手配され、平成29年に逮捕、起訴された同派活動家大坂正明に対し、東京地裁は令和5年12月、懲役20年の有罪判決を言い渡した。同派は、この判決を受けて「中国侵略戦争に突き進む日本帝国主義による反戦闘争圧殺、内乱鎮圧のための大攻撃であり、70年闘争のような闘いを二度とやらせないという日帝の国家意志を体現した極反動判決だ」、「1971年11・14沖縄返還協定批准阻止渋谷暴動闘争は正義の闘い」などと主張し、令和6年中も同人の無罪及び自派の正当性を訴える集会、デモ等に取り組んだ。

同派は、「革共同を青年・学生の党として建設し、「連帯し、侵略を内乱へ」を切り開く24年決戦へ進撃しよう」などと訴え、引き続き、若者の獲得に向けた取組を行い、SNSや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に積極的に活用した。

同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）は、「2・19日本・ウクライナ経済復興推進会議粉碎闘争」（同年2月）、「6・9全国集会&大行進」（同年6月）等でヘルメットを着用して集会、デモ等に取り組み、その状況を動画配信するなど、同調者の獲得を図るとともに、同年9月には、「全学連第85回定期全国大会」を開催し、委員長に初めて女性を就任させるなど、新執行部体制（委員長：学習院大学、書記長：東京都立大学、副委員長：京都大学、広島大学、書記次長：京都大学、筑波大学、中央大学）を確立した。

また、同派は、令和4年8月に開催した「第29回全国委員会総会」において、東北地方委員会に端を発する組織内問題を捉え「解党主義的・反党的な活動が続ける「EL5派」と完全に組織的に決別する」と公表するとともに、令和5年8月に開催された「第31回全国委員会総会」においても、「革共同から脱落・逃亡し排外主義へ転落した「EL5」派は、（中略）3・11闘争を分裂させた」などと訴えてきたところ、令和6年8月に開催した「第33回全国委員会総会」において、EL5派を「階級的労働運動とその究極の勝利＝プロレタリア革命・プロレタリア独裁をめざす党の路線に対する右翼的日和見主義的反発から出発したEL5派」などと批判するとともに、「反革命に純化するEL5派の追放・一掃を訴える」などと主張しており、現在も対立動向がみられる。

平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、「第8回全国大会」及び「第31回全国委員会総会」で提起した「反戦闘争としての反戦闘争」を引き続きスローガンに掲げており、今後も、反戦闘争を軸に、改憲阻止、原発問題を中心とした各種闘争に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、令和6年中も、「農地強奪実力阻止」、「空港機能強化粉碎」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の集会、デモ等に取り組んだ。また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉え、「ジェノサイド阻止、パレスチナ人民虐殺弾劾」などと主張し、イスラエル国大使館等に対する抗議行動に取り組んだ。このほか、同派内で発生した差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、令和6年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突やロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢のほか、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を批判し、集会、デモに取り組んだ。また、8月6日及び8月9日を捉え、広島市及び長崎市で、それぞれ「原爆投下79年弾劾」等を訴える抗議行動に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。



▲革労協反主流派のデモ（1月、東京）

(4) 成田国際空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が係属しており、極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を捉えて、抗議行動に取り組んだ。

また、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、令和6年10月に開催され、極左暴力集団は、成田国際空港の第3滑走路の建設等の機能強化に向けた動きに対し、「空港機能強化は、自然破壊そのものだ。空港拡張はまさに、国家権力の戦争突撃と一体」などと主張した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進し、令和6年中、極左活動家14人を検挙した。

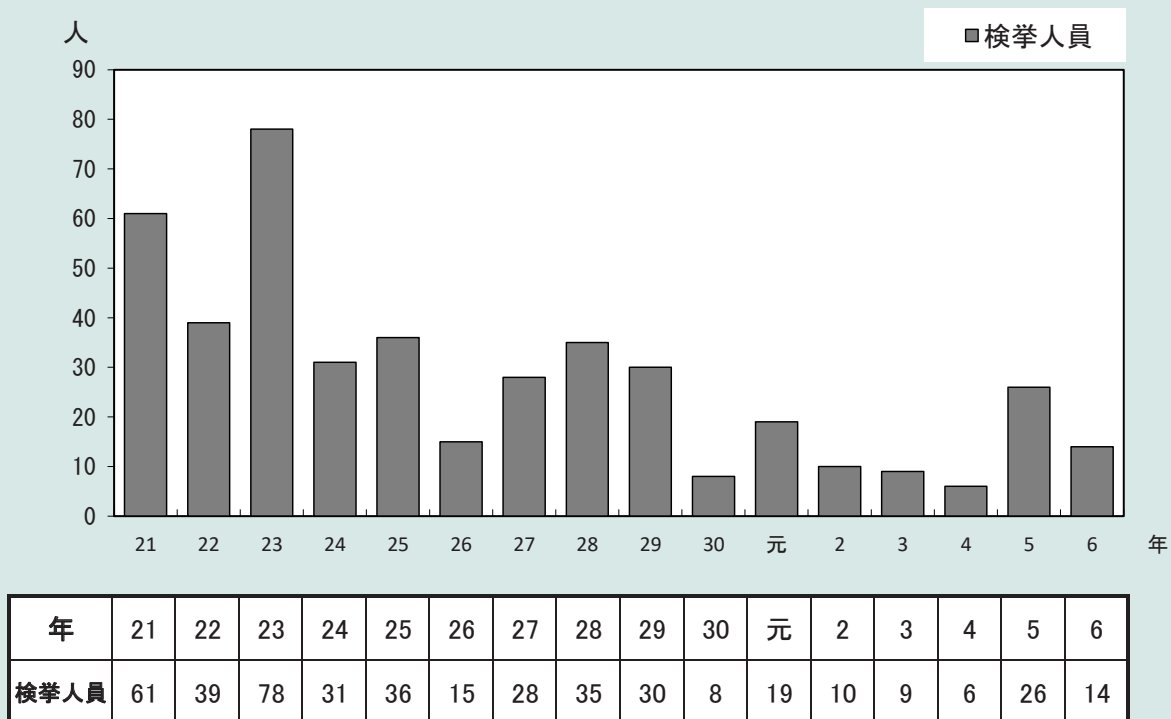
検挙した例を挙げると、同年2月、共謀の上、原爆ドーム北側において、共同して互いに腕を組み、広島市職員に対し、体当たりするなどの暴行を加えた中核派（党中央）活動家5人を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（広島・警視庁・京都・大阪）。

また、同年3月、共謀の上、第三者に譲渡する意図を秘し、SIMカードの交付を受けて通信回線を利用できる契約上の地位を得た革労協反主流派最高幹部ら2人を詐欺罪で逮捕したほか、同年9月、第三者に利用させる意図を秘し、携帯電話機を詐取するなどした同派活動家1人を詐欺罪で逮捕した（大阪）。

さらに、同年11月、既に転出している旨を告知することなくその情を秘し、国民健康保険被保険者証を詐取するなどした革マル派活動家1人を詐欺罪で逮捕した（埼玉・茨城）。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしている。

極左事件の検挙状況（平成21年～令和6年）



3 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

① 抗議活動の状況

右翼は、令和6年中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、各種行事等において、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐるでは、尖閣諸島周辺における中国海警局に所属する船舶の動向を捉え、「中国は、尖閣諸島付近において領海侵入を繰り返し、尖閣諸島を実効支配しようとしている」などと批判したほか、靖国神社における器物損壊等事件（5月、8月）を捉え、「中国は、落書きした人物の身柄を拘束し、日本に引き渡すべきである」などと、中国広

東省深圳市で日本人学校に通う男子児童が刃物で殺害された事件（9月）を捉え、「中国は、男子児童を刃物で殺害した犯人の犯行動機を明らかにしていない。都合の悪い事実を隠す中国は説明責任を果たすべきである」などと、それぞれ批判した。

ロシアをめぐるでは、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、「戦争を続けているロシアと国境が接している我が国は脅威にさらされている」、「我々は、ロシアによる国際法違反に抗議する。ロシアはウクライナへの侵攻、ジェノサイドをやめよ」などと批判したほか、北方領土問題を捉え、「ロシアが北方領土を返還する気がないことは、誰の目にも明らかである。日本は憲法を改正して軍隊を保持し、武力をもってロシアから北方領土を奪還すべきである」、「我が国固有の領土である北方領土がロシアに不法占拠されているが、即時、無条件での返還を訴える」などと批判した。

北朝鮮をめぐるでは、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「北朝鮮は、幾度となく弾道ミサイルを発射し世界に脅威を及ぼしており、絶対に許してはならない。我々は、北朝鮮によるミサイル発射に断固抗議する」、「金正恩は、ミサイルを撃つ金があるなら、飢餓に苦しむ自国民に食料を与えるべきだ」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「北朝鮮は、拉致した事実を認め、直ちに被害者を帰すべきである」、「人生と自由を奪う拉致という行為を絶対に許してはならない」などと批判した。

韓国をめぐるでは、韓国が竹島を不法占拠していることや慰安婦問題、旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「竹島は、日本固有の領土である。韓国が竹島を自国の領土だとする根拠は何もない」、「慰安婦問題等における強制連行などという主張は、嘘・ねつ造であることは明らかであり、だまされてはいけない」などと批判した。

政局をめぐるでは、岸田首相（当時）の退陣を捉え、「政治不信を招いた岸田首相（当時）の総裁選不出馬は当然のことだ。責任を取ると言うのなら遅すぎる」、「裏金問題を反省しろ。岸田政権は何一つ成果を上げていない」などと批判した。石破内閣発足をめぐっては、「石破首相は、私利私欲だけで国民のことを考えていない」、「石破首相がやるべきことは衆議院の解散ではなく、国民のための経済対策と災害対策である」などと批判した。



▲街頭宣伝活動を行う右翼（8月、東京）

令和6年中、右翼が街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、下表のとおりである。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議行動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすおそれがある。



▲街頭宣伝活動を行う右翼（8月、東京）

右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和6年）

	動員団体数(団体)	動員人数(人)	動員街頭宣伝車数(台)
政府関連	約1,270(約1,310)	約2,710(約2,930)	約830(約 820)
中国関連	約1,310(約1,300)	約3,060(約3,050)	約910(約 930)
ロシア関連	約810(約1,070)	約2,140(約2,790)	約760(約 980)
北朝鮮関連	約670(約 980)	約1,670(約2,320)	約570(約 730)
韓国関連	約600(約 950)	約1,320(約2,220)	約500(約 790)

注：数値は、延べ数

()内は令和5年

② 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約800台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

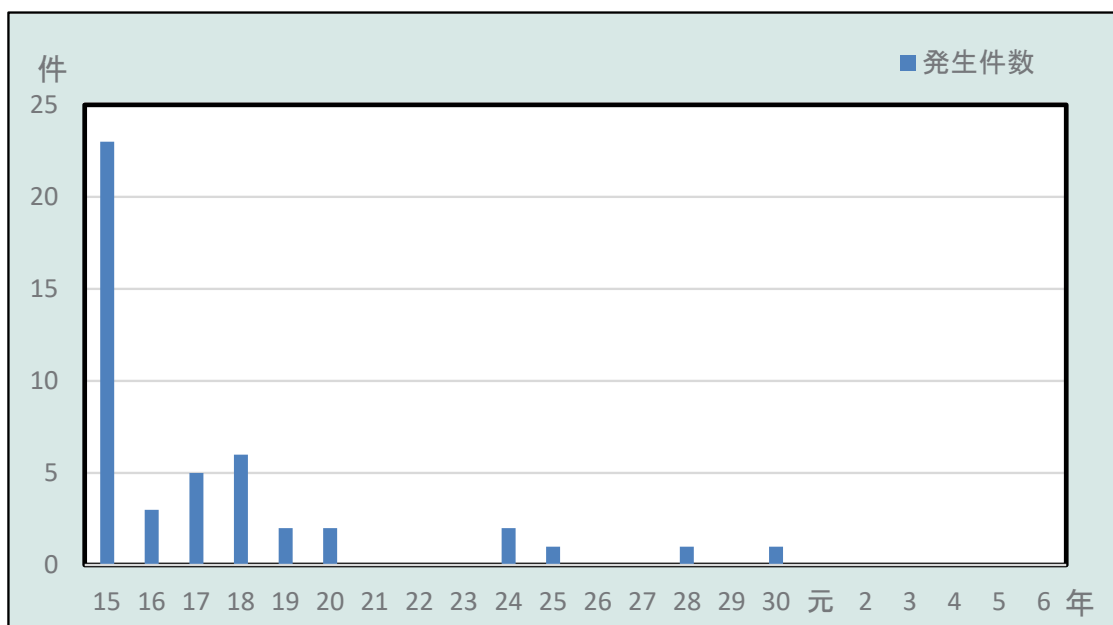
令和6年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、延べ約80社（実数約30社）（前年同期：延べ約90社、実数約30社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 右翼の違法行為の取締り

令和6年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況（平成15年から令和6年）



年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
発生件数	23	3	5	6	2	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0

令和6年中の右翼運動に伴う事件の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、次表のとおりである。

令和6年7月、街頭宣伝車の自動車予備検査に際し、検査後に不正な改造を行う意図を秘して、同車が保安基準に適合すると検査官に誤信させ、自動車検査証の交付を受けた右翼団体幹部の男を、道路運送車両法違反で逮捕した（大阪）。

また、同年11月、東京都選挙管理委員会又は総務大臣等に政治団体設立届出をした後でなければ、政治活動のために支出をすることができないにもかかわらず、同届出をしないまま街頭宣伝車の購入代金を支出した右翼団体幹部の男を、政治資金規正法違反で逮捕した（警視庁）。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。



▲街頭宣伝活動に対する取締り（8月、大阪）

右翼による違法行為の検挙状況等（令和6年）

右翼運動に伴う事件の検挙 （うち、街頭宣伝活動に伴う事件 7 件 8 名）	45件
	52人
資金獲得を目的とした事件の検挙	49件
	53人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	3丁

注：数値には、「未遂」事件の検挙を含む

（3）右派系市民グループをめぐる動向

① 右派系市民グループ

令和6年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約20件行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

② 違法行為の取締り

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

4 日本共産党

(1) 日本共産党第29回大会の結果

日本共産党は、令和6年1月に日本共産党第29回大会（第29回党大会）を開催した。

中央委員会の人事では、空席であった議長に志位和夫委員長が、委員長に田村智子副委員長が新たに就任した。女性が委員長を務めるのは、結党以来初である。また、小池晃書記局長が再任されたほか、副委員長では、山下芳生（筆頭）、市田忠義、緒方靖夫、倉林明子及び浜野忠夫の5氏が再任され、田中悠氏が新たに選任された。不破哲三前議長は、常任幹部会委員を退任し、名誉役員に就任した。

日本共産党の党員数は約25万人、機関紙購読者数は約85万人と発表された。党員数は、前回大会に比べ約2万人減少し、機関紙購読者数は前回大会に比べ約15万人減少した。

大会では綱領の改定は行われなかった。

大会決議では、第30回党大会までの「第28回党大会現勢（党員27万人、機関紙購読者100万人）の回復・突破」、令和10年末までの「第28回党大会時比3割増（党員35万人、機関紙購読者130万人）の達成」などの目標が示された。

(2) 第50回衆議院議員総選挙の結果

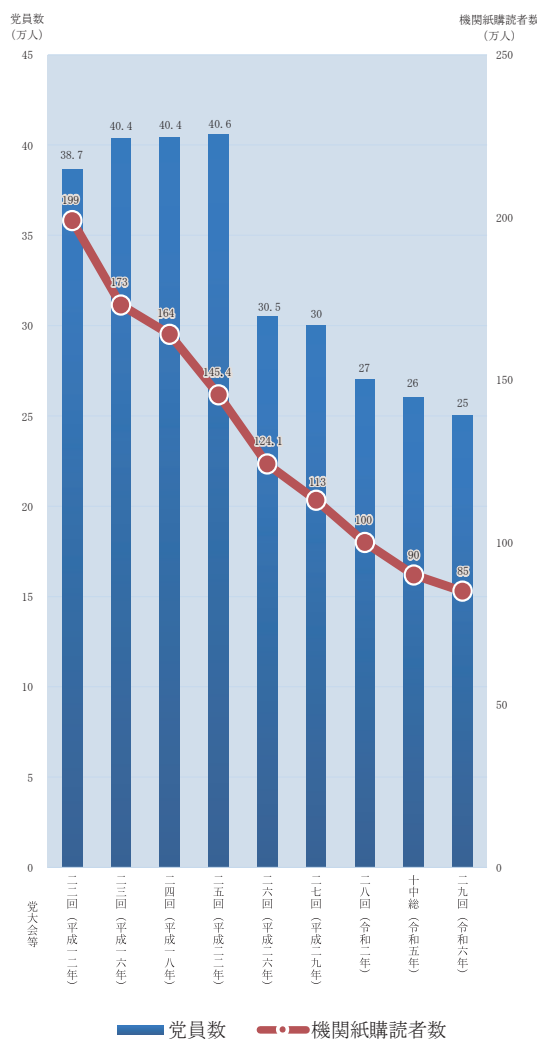
日本共産党は、令和6年10月の第50回衆議院議員総選挙において、比例代表で「（得票数）650万票、（得票率）10%以上」及び「すべての比例ブロックでの議席獲得と議席増」並びに小選挙区で沖縄1区の「オール沖縄」の「宝の議席」を守り抜くことを目標に掲げた。

また、日本共産党は、平成28年の第24回参議院議員通常選挙以降、野党共闘を推進し、前回総選挙（令和3年）前には、立憲民主党が政権を取った場合、「限定的な閣外からの協力」をすることで同党と合意していた。しかし、今回の総選挙では、同年9月に就任した立憲民主党の野田佳彦代表が「（安保法制は）すぐには廃止できない」、「政権を共産党と一緒に担うことはできない」などと発言したことを捉え、日本共産党は「今度の総選挙での両党間の共闘の条件は基本的には損なわれた」として、小選挙区に前回総選挙の約2倍となる213人の候補者を擁立し、



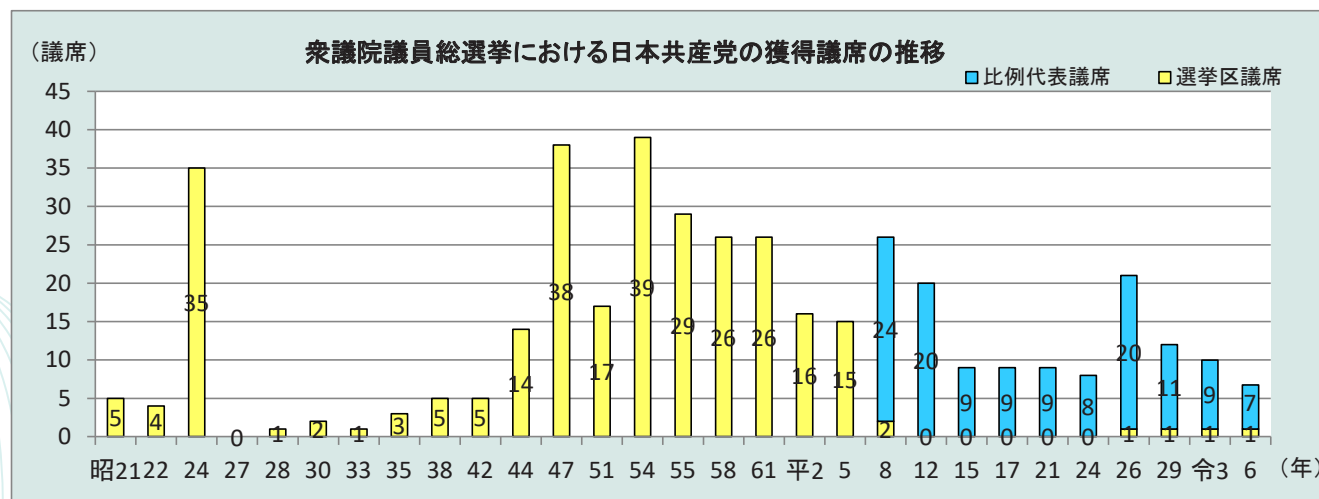
▲党大会で決議案を報告する田村智子氏（時事）

日本共産党の党員、機関紙現勢の推移



「比例を軸」に日本共産党の議席増に注力したため、立憲民主党との野党共闘は極めて限定的なものとなった。

総選挙の結果、立憲民主党が50議席増と躍進する中、日本共産党は、小選挙区で1議席（沖縄）、比例代表で7議席を獲得したものの、改選前10議席から2議席減の8議席にとどまった。日本共産党は、この原因を「党の自力の後退」とする一方で、与党が過半数割れとなったことを捉え、自民党の政治資金問題等を暴露した「しんぶん赤旗」と日本共産党の論戦が「政治の激動をつくりだすうえで、決定的な役割を果たした」、「日本共産党は、自公政権を追い詰めるうえで大きな貢献をすることができた」と評価した。



（3）全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、令和6年5月、都内・代々木公園において、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」、「今すぐ最低賃金を1500円以上に！全国一律最賃制へ法改正を」などのスローガンを掲げ、「第95回中央メーデー」を開催し、1万2,000人（主催者発表）が参加した。

来賓として出席した日本共産党の田村智子委員長は、「平和でも暮らしでも、自民党政治を終わらせる、裏金事件への怒りも爆発させる、国民的な大運動を巻き起こそうではありませんか」などと挨拶を行った。



▲第95回中央メーデー（時事通信フォト）

また、同年7月25日から27日にかけて、都内で「第32回定期大会」を開催し、小畑雅子議長は「今春闘の賃上げはストライキを構えた、たたかう労働組合のバージョンアップ、労組の力で勝ち取った到達」、「物価高騰を乗り越え、生活できる賃金への大幅引上げ・底上げを実現する運動をさらに大きくしよう」などと挨拶を行った。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対するなどの運動に取り組むものとみられる。

5 大衆運動

大衆団体等は、令和6年中も、様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 近年の大衆運動

大衆団体等は、イスラエル・パレスチナ情勢をめぐり、イスラエル国大使館周辺などで、イスラエル政府に対する批判や、政府に対して即時停戦に向けた働き掛けを求める抗議行動に取り組んだ。

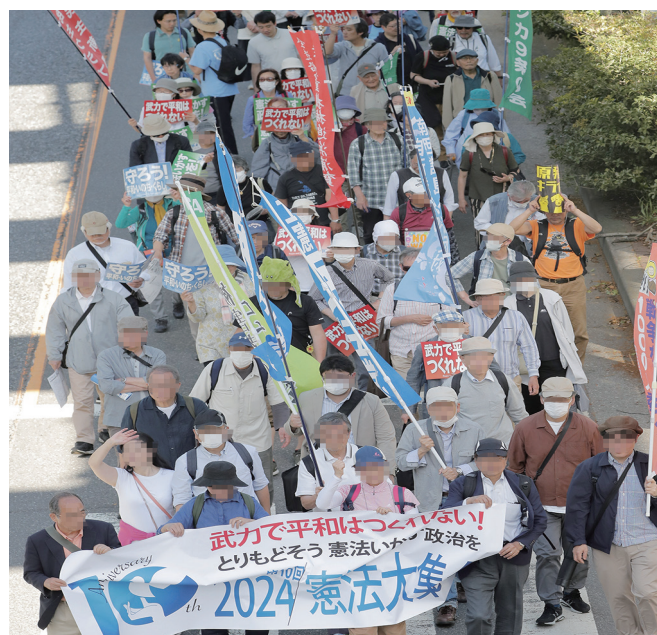
令和6年1月、イスラエル国大使館前に約500人（主催者発表）を集め、「パレスチナ連帯・国際行動 イスラエルは虐殺やめろ！即時停戦！1・13 イスラエル大使館前行動」に取り組んだほか、同年3月、新宿区に約3,000人（主催者発表）を集め、「新宿駅円周ラッピングデモ」に取り組んだ。

また、憲法改正反対を主張し、同年5月、東京臨海広域防災公園に約3万2,000人（主催者発表）を集め、「武力で平和はつぐれない！とりもどそう憲法いかす政治を 2024 憲法大集会」に取り組んだほか、同年11月には、国会議事堂前に約2,300人（主催者発表）を集め、「憲法変えさせない！戦争反対！今こそ平和と人権 11.3 憲法大行動」に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正をはじめとする様々な政策や時事問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられる。



▲イスラエル・パレスチナ情勢を捉えた抗議行動
(EPA＝時事)



▲憲法改正に対する抗議行動（時事）

(2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、全国各地で抗議行動や集会等に取り組んだ。

都内では、毎月1回第3金曜日に首相官邸前で抗議行動に取り組んだほか、年2回（3月と9月）の定例取組として、代々木公園において「さよなら原発全国集会」を開催し、令和6年3月には約6,000人（主催者発表）を、同年9月には約5,000人（主催者発表）をそれぞれ集め、全国の原発施設立地県等で反原発運動に取り組む市民団体の代表者らが原発の危険性や原発廃炉等を訴えた。

石川県金沢市では、同年6月、約1,100人（主催者発表）を集め、「さよなら！志賀原発全国集会 in 金沢」を開催し、同年1月に発生した能登半島地震の発生を捉え、「能登半島地震は最後の警告だ」などと主張し、北陸電力志賀原子力発電所の廃炉を訴えた。

宮城県仙台市では、同年11月、東北電力女川原子力発電所2号機の運転再開を捉え、約400人（主催者発表）を集め、抗議行動に取り組んだ。

また、原子力発電所の敷地外で使用済燃料を一時保管する全国初の中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」が青森県むつ市で操業開始されることに先立ち、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に保管していた使用済燃料が同所に搬入されることを捉え、同年9月、新潟県及び青森県内で抗議行動等に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も、原子力発電所の運転再開や使用済燃料の中間貯蔵施設操業等の様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。



▲さよなら！志賀原発全国集会 in 金沢
(共同通信社)



▲使用済燃料搬入に反対するデモ
(共同通信社)

(3) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、「子ども達の未来に基地はいらない」、「民意は示された！辺野古新基地は造らせない」などと訴え、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和^{あわ}棧橋^{くがみ}周辺及び国頭郡本部町の本部港（塩川地区）において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返したほか、普天間飛行場をはじめとする米軍関連施設周辺での抗議行動にも取り組んだ。

また、沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故から20年となることを捉え、令和6年8月10日には、宜野湾市内に約2,500人（主催者発表）を集め、「県民大集会」を開催し、集会アピールでは「普天間飛行場の閉鎖・返還」や「オスプレイ飛行停止」を採択した。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和6年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で合計6件延べ6人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。



▲機動隊員によって抗議場所から動かされる男性
(朝日新聞社/時事通信フォト)



▲キャンプ・シュワブ前における反基地運動
(共同通信社)



▲キャンプ・シュワブ前における反基地運動
(朝日新聞社/時事通信フォト)

(4) 国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動

海外の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和6年（2024年）6月、イタリアで開催されたG7プーリア・サミットに際し、環境問題や反戦といった様々なテーマを掲げ、会場近郊で600人規模の抗議行動に取り組んだほか、同年7月、フランスで開催された2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会（以下「パリ大会」という。）の開催を批判し、メイン競技場近郊で300人規模の抗議行動に取り組んだ。



▲G7プーリア・サミットを捉えた抗議行動（6月、イタリア）
(La Presse/共同通信イメージズ)

また、イスラエル・パレスチナ情勢をめぐり、同年10月、英国・ロンドンにおいて、「今すぐ停戦を」などと訴える4万人規模の抗議行動に取り組んだ。

一方、国内の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和6年中、海外の諸勢力と連携を図りつつ、パリ大会を捉え、抗議行動に取り組んだ。

今後も、国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、国際的な連携の維持、強化を図りながら、令和7年に予定される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）等の国際会議及び様々な国際情勢を捉えて、抗議行動に取り組んでいくものとみられる。



▲パリ大会を捉えた抗議行動（7月、フランス）
(Ait Adjedjou Karim/ABACA/ 共同通信イメージズ)

（5）環境問題を捉えた過激な運動

気候変動による影響の深刻化は、環境問題に対する国際的な世論を喚起し、環境保護運動が盛り上がる要因となっている。

特に欧州では、政府や企業に気候変動対策を求めて過激な運動が行われており、令和6年（2024年）6月、環境保護団体の活動家が、英国の世界遺産ストーンヘンジにオレンジ色の粉末を吹き付ける事件が、同年8月には、ドイツの空港の制限区域に侵入し、路面に手のひらを接着剤で貼り付けて座り込むなどして航空機の往来を妨害する事件等が発生した。

今後、欧州で発生しているような運動が日本国内で発生する可能性は否定できず、注意が必要である。



▲環境保護団体による抗議行動（6月、英国）
(AFP PHOTO / JUST STOP OIL)

（6）動物権利問題を捉えた過激な運動

海外では動物愛護の観点から、動物権利を主張する過激な運動が行われており、令和6年（2024年）9月、欧州の動物権利団体の活動家が、動物皮革等の使用を批判し、英国・ロンドンのファッションショーに乱入する妨害行為に及んだ。

また、環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）創設者は、同年7月、我が国の商業捕鯨を妨害する目的で航行中に寄港したグリーンランド（デンマーク王国自治領）において拘束されたが、同年12月には釈放されたことから、反捕鯨活動家は、今後も、妨害行為を含めた抗議行動に取り組むものとみられる。

さらに、和歌山県太地町のイルカ漁をめぐるのは、同年9月のイルカ漁解禁に合わせて、漁の中止を求める活動家が、現地を含む国内外において抗議行動に取り組んだ。

警察では、和歌山県警察において太地町特別警戒本部を設置して警戒活動を推進しているほか、出入国在留管理庁等と連携して水際対策を推進している。

今後も動物権利問題を捉えた過激な運動は、国内外で様々な形態で取り組まれるものとみられる。



▲太地町特別警戒本部の開所式
（8月、和歌山）

6 ローン・オフENDER等

近年、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフENDERが新たな脅威となっている。

令和4年7月には、奈良県奈良市において、街頭演説中の安倍元首相に対する銃撃事件が発生したほか、令和5年4月には、和歌山県和歌山市において、演説を予定していた岸田首相（当時）に向けて爆発物が投てきされ、岸田首相のみならず聴衆が危険にさらされる事件が発生した。また、令和6年10月には、自由民主党本部、首相官邸に対する事件^注が発生した。

これらのローン・オフENDERによる重大事件に加え、社会一般に対する恨み、不安等を背景として不特定多数の者に対して危害を加える事件が繰り返し発生しており、こうした事件を引き起こす蓋然性があると認められる者に対する対策の強化が急務となっている。

安倍元首相に対する銃撃事件の発生等を受け、警察では、ローン・オフENDER等の対策の強化に取り組んでいる。

具体的には、ローン・オフENDER等による被害を未然に防止するためには、警察の各部門が緊密に連携して違法行為の前兆に関する情報を収集し、組織的に危険度評価を行った上で、関係部門が連携して対策を講じることが不可欠であることから、従来からローン・オフENDERへの対策に取り組んできた警備部門に司令塔機能を担う体制を構築し、情報の一元的な集約及び危険度評価を行うとともに、危険度に応じて関係部門がそれぞれの特性を生かして対策を講じ、警察の総合力を発揮する新たな業務モデルを策定した。

この業務モデルは、一部の都道府県警察における試行実施を経て、令和6年度から全国の都道府県警察において運用されている。

こうした新たな仕組みの下、警察では、ローン・オフENDER等による違法行為を未然に防止するため、現実空間だけでなくインターネット空間における情報収集・分析活動にも取り組んでいる。また、銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報が、インターネットを通じて容易に入手されてしまう現状を踏まえ、警察庁の委託事業であるインターネット・ホットライン事業及びサイバーパトロールセンター事業の取扱情報の範囲に、「拳銃等の譲渡等」や、「爆発物・銃砲等の製造」等に関する情報を追加するとともに、サイバーパトロールセンターにおいてAI検索システムを導入するなど、情報収集の高度化を図っているほか、警察においても、銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報の発見に努め、それらの情報についてサイト管理者等への削除依頼等を行っている。さらに、ローン・オフENDER等による爆発物の原料等の入手を阻止するため、関係機関



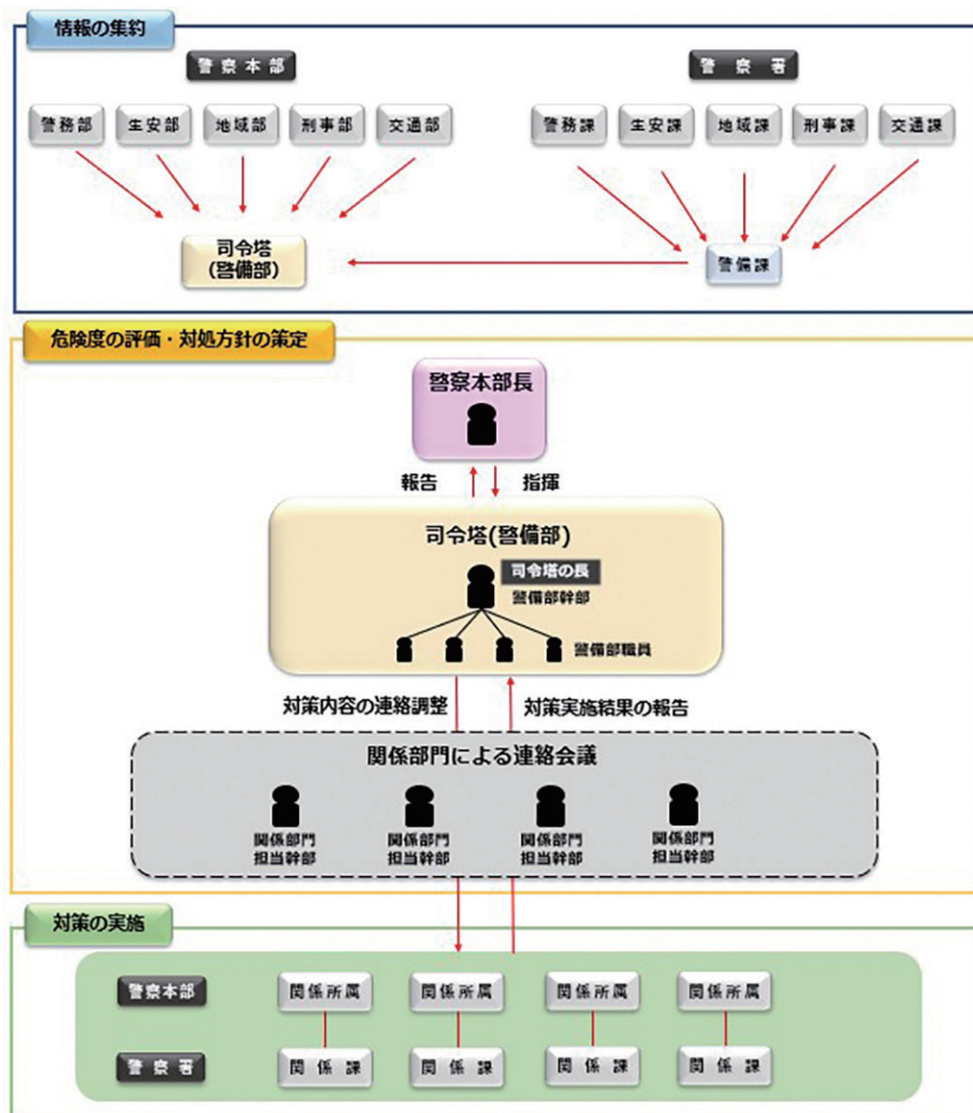
▲安倍元首相が銃撃された当時の状況
(朝日新聞社/時事通信フォト)



▲岸田首相（当時）に向けて爆発物が投てきされた当時の状況
(朝日新聞社/時事通信フォト)

注…69 頁参照（第6章）

と協力しつつ、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、販売時の本人確認や使用目的等の確認を徹底するよう要請したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしている。



ローン・オフエンダー等への対応の流れ

第3章

外事情勢

1 中国

(1) 中国をめぐる情勢

① ^{しゅうきんぺい}習近平指導部の動向等

令和6年(2024年)3月5日から11日にかけて、中国の人民大会堂において、第14期全国人民代表大会(全人代)第2回会議が開催された。同会議における政府活動報告で、^{りきよう}李強首相は、不動産不況等に直面する中でも習近平国家主席の下で「質の高い経済成長の推進に力を注ぐ」と述べ、同年の実質経済成長率の目標を前年と同じ5%前後と定めた。このほか、国防費を前年比7.2%増やす予算案も採択され、中国経済の不振が色濃い状況下でも軍事力の強化を進める姿勢が鮮明となった。

同年6月15日、(中国が主張する)管轄海域に侵入した外国人を、中国海警局が最長60日拘束で

きる旨を定めた海警機構行政執行法手続規定が新たに施行された。施行直後の同月17日には、中国とフィリピンが領有権を争う南シナ海のアユンギン(中国名・仁爱)礁周辺で、中国海警局が、同規定に基づきフィリピン船への臨検を実施したと発表し、同事案ではフィリピン兵が負傷した。

同年7月1日、改正反スパイ法の施行から1年が経過し、同法の手続規定が施行された。同規定では、緊急時に当局が必要な手続を経て電子機器を調べることができるとされており、中国への入国時に外国人が検査を受けるおそれがあるとの不安がSNS上等で広がった。

同月18日、中国共産党の重要会議である第20期中央委員会第3回全体会議(3中全会)が開催され、米欧とは異なる発展モデル「中国式現代化」の推進に向けた改革任務を、建国80年の2029年までに完成させるとの目標を示した。同会議の声明では、今後の経済改革について、質の高い発展を推進することを打ち出す一方で、「国家安全は中国式現代化の重要な基礎」と明記され、習近平指導部が、国家安全を最重視する方針であることが示された。

このほか、同会議で習近平国家主席は、「反腐敗闘争を深く推進する」と強調し、^{りしやうふく}李尚福前国防相ら人民解放軍の元幹部の党籍剥奪を決定した。令和6年(2024年)中、不正の疑いで調査や処分を受けた高級幹部の数は過去最多となった。



▲第14期全国人民代表大会 第2回会議
(中国通信/時事通信フォト)

② 台湾情勢

台湾では、令和6年（2024年）1月13日、4年に一度の台湾総統選挙等が開催され、与党・民主進歩党の頼清徳^{らいせいとく}副総統（当時）が初当選し、同年5月20日に総統に就任した。

台湾総統選挙に関して、台湾検察当局は、令和5年（2023年）12月23日、中国共産党当局からの指示により偽の世論調査結果を含む記事を報じたとして台湾の記者の身柄を拘束したほか、令和6年（2024年）1月5日には、中国から資金の提供を受けて選挙活動を行ったなどとして立法委員選候補者を検挙するなど、中国による介入をうかがわせる動向がみられた。

頼清徳総統は、同年5月20日の就任式典や、同年10月10日の「双十節」（台湾が建国記念日と位置付け）祝賀式典での演説で、兩岸関係の「現状維持」方針を強調しながらも、「台湾と中国は互いに隷属していない」、「中華人民共和国に台湾を代表する権利はない」などと訴えた。

一方、かねてより頼清徳総統を「独立分裂主義者」として批判する中国は、それぞれの機会に対抗措置として、台湾周辺を包囲する形での大規模な軍事演習を敢行したほか、同年5月には王毅^{おうぎ}外相が、「台湾は中国の一部であり、これは歴史的かつ法理的な事実。台湾の情勢がどのように変化しようとも、この事実を変えることはできない」と主張し、同年9月には、習近平国家主席が、建国75周年行事での演説で「台湾は中国の神聖な領土であり、台湾独立の活動に断固として反対する」と述べ、改めて統一に向けた意欲を示すなど、中台間で激しい応酬がなされている。

米国と中国との間でも、同年4月のバイデン大統領（当時）と習近平国家主席との電話会談で、バイデン大統領が、「台湾海峡の平和と安定の重要性」を強調したのに対し、習近平国家主席は、「台湾問題は中米関係の越えてはならないレッドラインであり、台湾独立勢力の分裂活動と外部からの支持を我々は放任しない」とけん制するなど、台湾問題をめぐって対立した状態が継続している。他方、両首脳による意思疎通の継続に向けた、プリンケン^{プリンケン}国務長官（当時）や王毅外相ら両国政府高官による調整の動きもみられており、今後も台湾問題をめぐる両国間の動向が注目される。

③ 香港情勢

香港では、中国本国による香港への関与が強まっており、令和2年（2020年）6月30日に香港国家安全維持法が施行されて以降、民主活動への政治的な締め付けが進んでいる。

令和6年（2024年）3月には、香港国家安全維持法を補完する形で、国家機密の窃取やスパイ活動、反乱、扇動、海外勢力による干渉等を罪として規定し、終身刑を最高刑とする国家安全維持条例が成立・施行された。

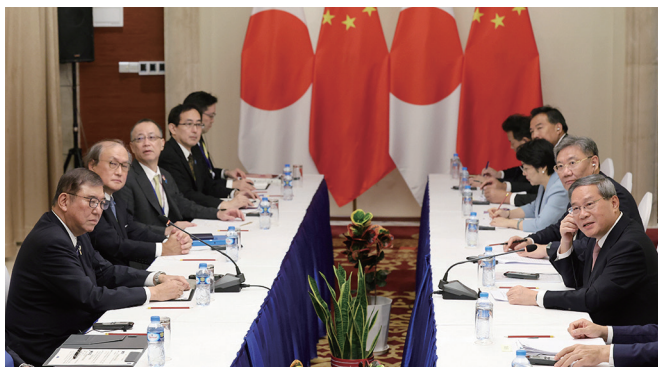
香港当局の発表によれば、香港国家安全維持法の施行から令和6年（2024年）6月21日にかけての、同法違反や国家安全維持条例違反での逮捕者は299人に上るとされている。

(2) 我が国との関係をめぐる情勢

① 日中関係

ア 日中首脳会談をめぐる動向

令和6年(2024年)5月26日、日中韓サミットに出席するため、韓国・ソウルを訪問中の岸田首相(当時)と李強首相により日中首脳会談が行われた。同会談において、岸田首相は、「大局的な観点の下、今後の両国政府の取組に指針を与えるため、意見交換を深めたい」と呼び掛け、李首相は、「国際政治、経済情勢は複雑な変化が起きつつあり、中日関係にも影響をもたらしている。日本が中国と共に更に歩み寄り、行き違いを適切に管理することを希望する」と語り、両首脳は、日中間の懸案及び協力案件について議論を行った。



▲日中首脳会談(10/10)の様子
(時事)

また、同年10月10日、ラオス・ビエンチャンにおいて、石破首相と李首相による日中首脳会談が行われた。同会談において石破首相は、「両国は戦略的互惠関係を包括的に推進し、安定的な関係を構築するという大きな方向性を共有している」と述べた上で、両国間の懸念を議題とした。一方、李首相は、「建設的で安定した関係の構築に努めることが望まれる」としつつ、「(両国の)発展は互いにとって重要な機会で、挑戦ではない」と指摘した。

イ 日本産水産物の輸入再開をめぐる動向

令和5年(2023年)8月23日、日本政府が東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水を同月24日から海洋放出することを決めたことに対し、中国の汪文斌^{おうぶんひん}外務省報道官は、「中国政府は食品の安全や市民の健康を守るために必要な措置を講じる」などと述べ、日本産の水産物の輸入を全面的に停止する措置を執ることを明らかにした。

令和6年(2024年)5月26日、韓国・ソウルにおける日中首脳会談では、岸田首相(当時)は、李強首相に対して、日本産水産物の輸入規制の即時撤廃を改めて求めた。また、同年7月26日、ラオス・ビエンチャンにおける日中外相会談で、上川外相(当時)は、王毅外相に対して日本産水産物に対する輸入規制の即時撤廃を求め、王毅外相は、関係国参加の長期的な国際モニタリング体制の構築を主張した。

このような状況を経て、同年9月20日、日中双方は、「IAEAの枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリング」を通じて「基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる」との文を盛り込んだ合意文書を発表し、中国による日本産水産物の全面禁輸措置を段階的に解除していく方針を確認した。

ウ 深圳における日本人男児刺殺事件等をめぐる動向

令和6年(2024年)6月24日、中国江蘇省蘇州市において、日本人学校の送迎バスが刃物を持った男に襲われる事件が発生した。また、同年9月18日には、中国広東省深圳市において、日本人男児が刃物を持った男に襲われ死亡する事件が発生し、同日、岡野外務事務次官(当時)は、呉江浩^{ごこうこう}駐日中国大使を外務省へ召致し、再発防止の観点から適切な対応や日本人の安全確保を強く求めた。

同月23日には、上川外相(当時)が米国・ニューヨークで王毅外相と会談し、事件の動機を含む真相解明や、中国に住む日本人の安全確保の具体的措置を要求した。一方、王毅外相は、「日本側は事件を冷静かつ理性的に扱うべきであり、政治問題化させることを避けるべき」と述べた。

エ 我が国周辺海空域における中国の動向

(ア) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が発生しており、令和6年中においては、355日、延べ1,352隻が、我が国の接続水域に入域した。

これらの船舶による尖閣諸島周辺海域における連続航行日数は、令和5年12月から令和6年7月にかけて、過去最長となる215日を記録した。

また、令和2年5月以降、これらの船舶が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が複数回発生し、令和5年4月には、これらの船舶が日本漁船に断続的に接近しながら80時間以上にわたり領海侵入を続け、連続領海侵入時間は過去最長を記録した。

中国政府は、尖閣諸島について「中国固有の領土だ」として領有権を主張し続けており、このように尖閣諸島海域にこれらの船舶を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、今後も引き続き既成事実化を図っていくものとみられる。

(イ) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活発な活動を見せている。

防衛省の発表によれば、自衛隊機による緊急発進回数は、令和4年度が778回、令和5年度が669回と減少傾向にあるが、緊急発進回数のうち、中国機に対するものは、令和4年度が575回（約74%）、令和5年度が479回（約72%）と高い水準で推移している。

また、同じく防衛省の発表によれば、令和6年8月に、長崎県沖で中国機による初の我が国への領空侵犯が発生したほか、令和5年度においては、中国機による相次ぐ沖縄本島と宮古島の間の通過や、東シナ海、太平洋及び日本海における中国爆撃機及びロシア爆撃機による長距離の共同飛行（6月・12月）、中国無人機による与那国島と台湾の間の通過や日本海での飛行等、中国機による活動の拡大・活発化がみられた。



▲中国海警局の船舶（時事）

② 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

近年、諸外国で中国情報機関による情報収集活動等の各種工作活動に対する警戒感が急速に高まっている。

例えば、ドイツでは、令和6年（2024年）4月、連邦検察庁が、欧州議会議員のスタッフとして働くドイツ人について、欧州議会での交渉や決定に関する情報を複数回にわたって中国の情報機関に対して提供した容疑により逮捕したほか、同年9月には、同人に対して防衛装備品の輸送や同国の防衛企業関係者に関する情報を提供した容疑により、物流会社勤務の中国人を逮捕した。

また、英国では、同年5月、香港情報機関の活動に協力した3人を国家安全保障法違反により起訴した。報道によると、在英国香港経済貿易代表部の幹部を含むこの3人は、英国居住の香港人の監視や情報収集を行っていたとされている。

さらに、技術情報等の窃取に関して、ドイツでは同年4月、連邦検察庁が、軍事転用可能な技術情報を中国に提供するために活動し、軍民両用技術である特殊レーザーを無許可で中国に輸出したとして、ドイツ人3人を逮捕した。うち1人は、中国国家安全部の関係者から指示を受けて活動し、他の2人は、軍艦等船舶用高性能エンジン部品の研究のためにドイツの大学と技術移転に関する協定を締結し、中国当局から資金提供を受けていた疑いが持たれている。

このほか、米国では同年2月、司法省が、核ミサイルの発射を検知するセンサー等に関する機密情報を勤務先の防衛関連企業から窃取したとして中国系米国人を逮捕し、また、同年3月、人工知能に関する技術情報を同国の大手IT企業から窃取したとして、元従業員の中国人を逮捕したことをそれぞれ発表している。

イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国のみならず、我が国においても、目的を偽った上での機微情報の収集、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等への研究者、技術者、留学生等の派遣、技術移転の働き掛け等、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。

警視庁が令和6年2月に検挙した中国人2人による詐欺事件では、関係先として日本^に福州^{ほんふくしゅう}十^{じゅう}邑^い社^{しゃ}団^{だん}聯合^{れんごう}總會の事務所を搜索した結果、同団体が「日本東京海外110サービスステーション」と称して、少なくとも数十人の中国の運転免許証の更新手続を支援していたことが判明した。同事務所は、スペインのNGO団体から中国の地方警察の海外拠点と指摘されている。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、平素から中国による我が国における諸工作の動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

2 ロシア

(1) ロシアをめぐる情勢

① ウクライナをめぐる情勢等

令和4年(2022年)2月、ロシアは、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認した後、この地域の保護を口実としたウクライナへの侵略を開始した。ロシア軍は、当初、ウクライナの首都キーウ等も含め、広範囲に侵攻したが、ウクライナ軍の激しい抵抗を受け、同年3月、ロシア国防省は、ウクライナ侵略の重心を同国東部の親露派勢力支配地域の拡大に移す方針を表明した。

同年7月、ロシアのラブロフ外相は、親露派勢力支配地域(ドネツク州及びルハンスク州)にとどまらず、南部ヘルソン州及びザポリッジャ州も制圧すると明言した。

同年9月、親露派勢力が、ウクライナ東・南部4州(ドネツク州、ルハンスク州、ヘルソン州及びザポリッジャ州)において、ロシアへの編入に関する「住民投票」を実施した結果、プーチン大統領は、新たにヘルソン州及びザポリッジャ州をロシアに「編入」



▲ミサイル攻撃を受けた、キーウの小児病院(時事)

すると宣言した。これに対し、ウクライナのゼレンスキー大統領は、北大西洋条約機構(NATO)への加盟を正式に申請すると表明し、ロシアによる「編入」を「決して認めない」と主張した。

令和5年(2023年)3月、オランダのハーグにある国際刑事裁判所(ICC)は、ロシアが占領地の子供を違法に自国に連れ去った行為は戦争犯罪に当たる疑いがあるとして、プーチン大統領ら2人に逮捕状を発付した。ロシアはICC非加盟であり、プーチン大統領が身柄を拘束される可能性は低いが、日本を含むICC加盟の123か国・地域には身柄を拘束する義務が生じ、プーチン大統領の外国訪問が制限されることになった。

令和6年(2024年)1月、米国政府は、北朝鮮がロシアに対して数十発の弾道ミサイルと発射装置を供与し、その一部がウクライナへの攻撃に使用されたと発表した。プーチン大統領は、令和5年(2023年)9月に行われた^{キムジョンウン}金正恩朝鮮労働党総書記兼国务委員長(以下「金正恩党総書記」という。)との首脳会談において、軍事協力について協議したとみられていた。

令和6年(2024年)2月、ゼレンスキー大統領は、ウクライナ軍のワレリー・ザルジニー総司令官を解任した。同氏は、侵略開始後、首都キーウの防衛や南部地域の奪還で成功を収め、国民や軍内部から高い支持を得ていたが、令和5年(2023年)6月に開始した反攻作戦の失敗に伴う責任問題等により、ゼレンスキー大統領との確執が報じられていた。

令和6年(2024年)8月、ウクライナ軍は、ロシア西部クルスク州への越境攻撃に着手し、同月下旬までに、州内の集落100か所と面積約1,300平方キロメートルを掌握したと発表した。ウクライナ政府は、越境攻撃の戦果を、将来の停戦交渉における交渉材料とする狙いがあるものとみられている。同月、ロシア外務省は、「クルスク地域でのテロ行為により、ウクライナは最低でも和平協議を長期休止させる結果になった」と表明した。

② 外政関係

令和6年（2024年）5月、プーチン大統領は、北京を訪問し、中国の習近平国家主席と首脳会談を行った。両首脳は、「新時代の全面的な戦略的協力パートナー関係の深化」に関する共同声明に署名し、貿易振興や人工知能の共同開発等幅広い分野での協力強化で一致するとともに、米欧主導の国際秩序に対抗する姿勢を改めて強調した。

同年6月、プーチン大統領は、約24年ぶりに北朝鮮を訪問し、金正恩党総書記と首脳会談を行った。相互軍事援助を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名した両首脳は、両国の協力関係の格上げと、米欧に対抗する姿勢を明確にした。

同年8月、ロシアと米国を含む7か国は、トルコの仲介により、各国の刑務所等に収監されるなどしていた26人の身柄交換を行った。欧米側から引き渡されたロシア人の中には、連邦保安庁（F S B）の情報機関員等が含まれていた。



▲北京を訪問したプーチン大統領（E P A＝時事）

③ 国内情勢

ロシアがウクライナ侵略を開始した令和4年（2022年）3月のロシアの独立系世論調査機関による調査では、ロシアにおける大統領支持率は、侵略開始前の令和3年（2021年）12月には約65%であったが、ウクライナ侵略以降、80%台にまで上昇した。ウクライナでの軍事行動に関しては、71%が「支持する」と回答しており、引き続き高い水準を維持している。一方で、令和4年（2022年）9月以降、同世論調査では、「軍事活動を継続すべき」と回答する人よりも、「停戦交渉を開始すべき」と回答する人の方が多くなっており、同年9月に行われた予備役約2,500万人中約30万人の部分的動員令の発表が影響したとみられる。



▲5選を決めたプーチン大統領（A F P＝時事）

令和6年（2024年）2月、ロシア当局は、ロシアの反体制派指導者であるアレクセイ・ナワリヌイ氏が、収監先である北極圏の刑務所で死亡したと発表した。

同年3月、ウクライナ侵略開始以来初のロシア大統領選挙が行われ、プーチン大統領は、約87%の得票率で勝利した。プーチン大統領は「選挙結果は、国民の信頼と期待の表れだ」と国民から信任を得たことを強調した。一方で、同選挙では、政権に批判的な候補の締め出しや投票への強制動員といった問題点が指摘されており、ゼレンスキー大統領は、「選挙のまね事に、正当性があるはずがない」と批判した。

同月、武装集団が、モスクワ郊外のコンサートホールを銃撃し、観客140人以上が死亡した。同事件の発生後、プーチン政権は、不法移民の大規模な取締りを行うなど、テロ対策や治安対策を強化した。しかし、同年6月にも、ロシア南部のダゲスタン共和国の首都マハチカラと南部デルベントで、武装勢力がロシア正教の教会やシナゴグ（ユダヤ教礼拝所）等を襲撃し、警察官やロシア正教会の司祭等20人以上が死亡するテロ事件が発生している。

(2) 我が国との関係をめぐる情勢

① 日露関係

我が国では、ロシアがウクライナ侵略を開始した令和4年（2022年）2月以降、G7をはじめとする国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置を強化している。

同年3月、ロシア外務省は、こうした我が国の措置を批判し、我が国との北方領土問題を含む平和条約交渉について、「現状では継続する意思はない」とする声明を発表した。また、同年9月、ロシア外務省は、北方領土の元島民等による「ビザなし交流」及び元島民等が故郷の集落等を訪問する「自由訪問」に関する合意を一方向的に破棄したと発表した^注。

令和6年（2024年）2月、ロシア法務省は、北方領土の返還要求を続ける「北方領土復帰期成同盟」をいわゆる望ましくない外国NGO団体に指定し、ロシアでの活動を事実上禁止した。ロシアは、令和5年（2023年）4月にも、北方領土の元島民等で構成される「千島歯舞諸島居住者連盟」をいわゆる望ましくない外国NGO団体に指定している。

令和6年（2024年）6月、プーチン大統領は、サンクトペテルブルクでの通信社との会見において、北方領土について、「ロシアが主権を持つ領土であり、訪問しない理由はない」として、将来の訪問を示唆した。

同年7月、ロシア外務省は、我が国による対露制裁への報復措置として、トヨタ自動車の豊田章男会長等日本人13人のロシアへの入国を無期限で禁止すると発表した。ロシアは、ウクライナ侵略開始直後の令和4年（2022年）5月にも、岸田首相（当時）等日本人63人の入国を禁止すると発表していた。

令和6年（2024年）9月、ロシア軍の哨戒機「IL38」1機が、北海道礼文島付近の空域でおよそ3時間の間に三度、日本の領空を侵犯した。航空自衛隊の戦闘機が緊急発進し、強い光や熱を発する装置フレアによる警告を実施した。日本政府は、外交ルートを通じてロシア政府に抗議したが、ロシア外務省は、「ロシア側は主張の根拠を確認する情報を持ち合わせていない」と述べ、領空侵犯の事実を否定した。

② ロシアによる対日諸工作等

ソ連崩壊後も、ロシアは、国家保安委員会（KGB）の流れをくむ対外情報庁（SVR）やFSB、軍の情報機関である軍参謀本部情報総局（GRU）を存続させ、諜報活動を展開している。警察の捜査の中で、ロシア情報機関員が、外交官、通商代表部職員等の身分で入国し、政府職員を含む日本人をエージェントとして運営するなどして軍事や科学技術に関する諜報活動等の対日有害活動を行っていることが判明している。警察では、戦後、令和6年12月までに30件の諜報事件を検挙している。

例えば、平成17年10月、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、日本人従業員からその勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手した事件を検挙した（警視庁）。同部員は、東京近郊で開催された電気機器の展示会で、国籍や身分を偽って同従業員に接触し、度々会食をする仲になった。その後、同従業員は、会食を重ねる中で、同部員の求めに応じ、会社の機密情報等を入れたコンパクトフラッシュカードや機密資料を数回にわたって交付し、その対価として合計約100万円を受領した。同部員は、同従業員に電話番号やメールアドレスは伝えていなかったものとみられ、接触の都度、地図のコピーに次の接触日時を記載して手渡していた。

令和2年1月、大手通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件を検挙した（警視庁）。最初に元従業員と接触したのは、代表代理の「前任」とされる通商代表部の職員であった。同

注…ロシア外務省は、日本と北方四島の交流事業のうち、元島民等が島に残された先祖の墓を訪れる「北方墓参」については、「実施に影響しない」としている。

職員は、都内の歓楽街の路上で、元従業員に対し、「この辺りでおいしい店を知りませんか」と日本語で声を掛け、飲食店に誘引した。事前に同従業員に目を付けた上で、偶然を装って接近したものとみられる。その後、二人は度々会食する仲となり、しばらくしてその関係は代表代理に引き継がれた。代表代理は、当初、元従業員に対し、公開情報の提供を求めるにとどまっていたが、次第に元従業員が勤める会社の機密情報を要求するようになった。元従業員が断ろうとすると、代表代理は「あなたの住んでいるマンションを知っている」などと脅すような言葉を掛けてくることもあったという。

このように、ロシアが従前どおりの諜報活動を継続している実態が明らかとなっているところ、プーチン大統領は、令和4年（2022年）6月、SVR本部においてスピーチを行い、ウクライナ侵略に伴う欧米等の対露制裁強化を踏まえ、SVRに対し「産業・技術分野の発展と防衛力の強化を支援することが優先すべき任務だ」と述べて、外国での情報収集活動を活発化するよう指示している。

警察では、我が国の国益が損なわれることがないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている。

ソ連崩壊後（平成3年（1991年）12月以降）のロシアによる諜報事件の検挙一覧	
1	【在日ロシア通商代表部代理等による商法違反事件（平成4年5月）】 在日ロシア通商代表部代表代理が、日本人エージェント（電子機器商社役員）に報酬を渡し、最先端科学技術資料等の違法入手を企てた事件
2	【イリーガル機関員による旅券法違反事件（平成9年7月）】 ロシア連邦対外情報庁（SVR）に所属するイリーガル機関員（国籍を偽るなど身分を偽装して入国しスパイ活動を行う者）が、昭和40年頃から約30年にわたり我が国内外においてスパイ活動を行っていた事件
3	【在日ロシア通商代表部員等による業務上横領事件（平成9年11月）】 日本人翻訳家が、SVR機関員とみられる在日ロシア通商代表部員からスパイ工作を受け、約7年にわたりハイテク技術関係のスパイ活動を行っていた事件
4	【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成12年9月）】 ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）の機関員とみられる在日ロシア大使館付海軍武官が、海上自衛官から自衛隊内の秘密文書を入手していた事件
5	【在日ロシア通商代表部員等による秘密保護法違反事件（平成14年3月）】 GRU機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、防衛関連会社社長に対し、米国から供与された我が国の「防衛秘密」であるレーダー誘導ミサイル等に関する情報入手を唆していた事件
6	【在日ロシア通商代表部員等による背任事件（平成17年10月）】 ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、日本人会社員から、その勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手した事件
7	【在日ロシア通商代表部員等による窃盗事件（平成18年8月）】 ロシア情報機関員とみられるロシア通商代表部員と日本人の元会社員が共謀して、元会社員が勤務していた会社が所有し、管理する可変光減衰器（VOA）素子を窃取した事件
8	【在日ロシア大使館二等書記官等による国家公務員法違反等事件（平成20年1月）】 元内閣事務官が、ロシアの情報機関員とみられる元在日ロシア連邦大使館二等書記官から唆され、内閣情報調査室の秘密を同人に漏らし、現金10万円の賄賂を受け取っていた事件
9	【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成27年12月）】 元陸上自衛隊幹部が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア連邦大使館付武官から唆され、陸上自衛隊の部内資料を同人に交付した事件
10	【在日ロシア通商代表部代表代理等による不正競争防止法違反事件（令和2年1月）】 通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件
11	【在日ロシア通商代表部員等による電子計算機使用詐欺事件（令和3年6月）】 元技術文献調査会社経営者の男が、ロシアの情報機関員と見られる在日ロシア通商代表部員（当時）と共謀の上、自ら使用する目的の範囲内でのみ利用が認められるデータベースサービスを不正に利用して文献を入手した事件

③ 対ロシア等制裁措置に係る違法行為の取締り

我が国では、ロシアによるウクライナ侵略に対する制裁措置の一環として、外国為替及び外国貿易法に基づき、ロシア等を仕向地とする軍事転用可能な品目等の輸出禁止措置を累次にわたって講じている。

令和6年7月には、経済産業大臣の承認を受けることなく、制裁措置によりロシア向けの輸出が禁じられている水上バイク等を、大韓民国を経由してロシアに輸出したとして、貿易会社経営者の男を逮捕した（大阪）。

3 朝鮮半島

(1) 北朝鮮をめぐる情勢

① 軍事関係

北朝鮮は、令和3年（2021年）に発表した「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」に基づく軍備増強を進めているところ、金正恩党総書記は、令和5年（2023年）12月に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議において、ミサイルの開発・生産に係る重点目標と戦術的課題を提示するとともに、武装装備の開発・生産の拡充、2024年度の核兵器生産計画の遂行、2024年中の偵察衛星3基の追加打ち上げ等を指示した。

また、北朝鮮は令和6年（2024年）中、多種多様な弾道ミサイル等の発射を繰り返した。同年4月には、金正恩党総書記が、新型中長距離極超音速ミサイル「火星砲16ナ」型の初の試験発射を現地で指導し、「様々な射程の全ての戦術・作戦・戦略級ミサイルの固体燃料化、弾道制御化、核兵器化を完全無欠に実現した」と述べた。

同年5月には、弾道ミサイル技術を使用した「偵察衛星」の打ち上げを実施したものの失敗し、北朝鮮メディアは、「第一段階の飛行中に空中爆発した」、「新たに開発した液体窒素・石油エンジンの動作信頼性に事故の原因がある」とする北朝鮮国家航空宇宙技術総局の発表を報じた。

同年9月には、金正恩党総書記が、北朝鮮の創建76周年に当たって朝鮮労働党本部庁舎で演説し、北朝鮮を「責任ある核保有国」とした上で、「核力量を不断に強化していくであろうし、核武力を含む国家の全ての武装力が完全な戦闘準備態勢にあるようにするための対策と努力を倍加していく」として核開発をはじめとする軍備増強を一層推進していく方針を示した。

② 外政関係

ア 対米国関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、最高人民会議第14期第10回会議において、米国が北朝鮮の「安全を甚だしく害している」とし、「軍事力強化の正当な名分と圧倒的な核戦争抑止力を向上させていくべき当為性を提供している」と述べ、対決姿勢を強めている。

同年11月、米国大統領選挙後に開幕した武力装備展示会「国防発展2024」において、金正恩党総書記は、「我々は既に米国とともに協議の走路に進むことができるところまで進んだが、結果として確信したのは、超大国の共存の意志ではなく、侵略的かつ敵対的な対朝鮮政策であった」と主張し、直ちに米朝対話に向けて歩み寄る可能性を否定した上で、「敵を圧倒することのできる最強の国防力だけが唯一の平和維持」の手段であるとして、軍事力強化の意向を改めて強調した。



▲朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議で
演説する金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）



▲「新型極超音速ミサイル」を視察する
金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）

イ 対韓国関係

金正恩党総書記は、令和5年（2023年）12月に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議において、韓国との関係について「敵対的な二つの国家の関係、戦争中にある二つの交戦国の関係として完全に固着された」と述べた。さらに北朝鮮は、令和6年（2024年）1月の最高人民会議第14期第10回会議において、南北交流を担う祖国平和統一委員会等の対南機関を廃止することを決定したほか、金正恩党総書記が施政演説の中で、韓国を「第一の敵対国、不変の主敵」とみなす教育・教養事業を強化することを憲法に明記し、「自主、平和統一、民族大団結」という表現は削除されるべき」と述べ、対南政策の方針転換を打ち出した。

また、北朝鮮は、同年5月以降、韓国側から北朝鮮の体制を批判するビラ等が散布されたことに反発し、ごみ等をぶら下げた風船を韓国に向けて複数回散布した。同年10月には、韓国の無人機が平壤上空に侵入したとして北朝鮮外務省が「重大声明」を発表し、再び領空侵犯が行われた場合は「直ちに行動に移行する」と主張したほか、韓国につながる道路・線路の一部を爆破して封鎖するなど、軍事的な緊張を高めている。

ウ 対ロシア関係

北朝鮮は、ロシアによるウクライナ侵略の開始以後も一貫してロシアを支持しており、これに対してロシアも令和6年（2024年）3月、国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルの任期延長に関する決議案に拒否権を行使するなど、両者は極めて密接な協力関係を構築している。

同年6月には、金正恩党総書記が北朝鮮を訪問したロシアのプーチン大統領と首脳会談を行い、有事の際の相互援助条項を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」を締結するとともに、「両国関係は同盟関係という新たな高い段階へと上り詰めた」と述べている。

また、北朝鮮は、同年10月、ロシアに数千人の兵士を派遣したとみられ、核・弾道ミサイル関連技術等の移転を含め、両者の軍事協力の更なる進展が危惧されている。

エ 対中国関係

北朝鮮と中国は、国交樹立75周年に当たる令和6年（2024年）を「中朝親善の年」と定め、元日に両首脳が交わした祝電において中朝関係を更に発展させていくことを確認した。同年4月に平壤で中国高官が出席する「中朝親善の年」の開幕式を開催して以降は、目立った高官交流や関連行事は行われていないものの、中朝間の貿易は北朝鮮が新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて人的往来や物流を



▲北朝鮮が散布したとみられるごみ等をぶら下げた風船
(韓国国防省/AP/アフロ)



▲露朝首脳会談
(代表撮影/ロイター/アフロ)

厳しく制限した令和2年（2020年）以前の水準に戻りつつあるとみられるなど、中朝は引き続き密接な関係にあるとみられる。

③ 内政・経済関係

ア 地方経済発展に向けた取組

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、最高人民会議第14期第10回会議の施政演説において、現代的な地方産業工場の建設を毎年20の郡で実行し、10年以内に全ての市・郡で人民の基本的な生活水準を一段階引き上げるとする「地方発展20×10政策」を強力に推し進めると表明した。

また、金正恩党総書記は、同月に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第19回政治局拡大会議において、「特に地方の人民の福利を増進し、権益を保護し、地方と農村の生活環境を改善することに優先的に力を入れる」として、党の地方工業発展政策を強力に推進することに関する決定書を採用した。

これらの政策方針の下、同年8月には、金正恩党総書記が各地方の工場建設現場で現地指導を行い、工事が速やかに進捗していることに対する満足の意を示した。



▲地方の工場建設現場を視察する
金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）



▲洪水被害地域を視察する
金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）

イ 洪水被害への対応

北朝鮮では、令和6年（2024年）7月、局地的な大雨によって中朝国境地帯の鴨緑江流域を中心に大規模な洪水被害が発生した。

北朝鮮メディアは、金正恩党総書記が発災直後から数次にわたって被災地域を訪れ、住民の救助や被害復旧を直接指揮する様子を伝えるとともに、約1万3,000人の被災者を平壤に受け入れたことを報じた。

④ 対日諸工作

ア 朝鮮総聯の動向

朝鮮総聯は、令和6年（2024年）9月、北朝鮮の創建記念日に当たり、高徳羽^{コトクウ}東京都本部委員長を団長とする祝賀代表団を北朝鮮に派遣した。同代表団は、平壤で崔竜海^{チェリョンヘ}最高人民会議常任委員長と面会したほか、金日成広場で行われた祝賀行事に参加し、高徳羽東京都本部委員長が朝鮮労働党幹部、政府高官等と並んで慶祝公演を観覧した。

在日韓国・朝鮮人による訪朝の受入れは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて長らく停止されていたが、同年8月から朝鮮大学校の学生らによる祖国訪問団が数次にわたり北朝鮮を訪問するなど、段階的に再開されている。



▲崔竜海最高人民会議常任委員長と面会する祝賀代表団（時事）

同年11月10日には、総聯分会代表者大会を開催し、許宗萬^{ホジョンマン}議長が「今大会が敬愛する金正恩元帥が示

してくれたとおり、総聯富興の新時代の分会事業に発展させていく重大な契機となることを願う」などと挨拶したほか、参加者らが金正恩党総書記宛てに「分会活動において必ず革新的成果を収めることで、金正恩総書記の大いなる愛と信頼に愛国衷情で報いる」とする書簡を送った。

これらの状況から、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

また、朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていることなどを捉えて、毎週金曜日、文部科学省庁舎前において、朝鮮学校関係者や支援者と共に「金曜行動」と称する抗議活動を実施している。今後も、朝鮮総聯は、在日朝鮮人や朝鮮学校等の権利擁護や北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解と支援等を得るための働き掛けを行っていくものとみられる。

イ 北朝鮮 I T 労働者問題

国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル^注は、これまでの国際連合安全保障理事会決議に基づく北朝鮮措置に関する報告書において、北朝鮮は、I T 労働者を外国に派遣し、彼らは身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていると指摘した。我が国においても、北朝鮮 I T 労働者がインターネット上で身分を隠すなどしてソフトウェアやアプリケーションの開発業務等を受注するなどして外貨を獲得している動向が確認されている。こうした状況を受け、令和6年3月、警察庁、外務省、財務省及び経済産業省は、北朝鮮 I T 労働者に関する注意喚起を目的として、「北朝鮮 I T 労働者に関する企業等に対する注意喚起」を発表した。

同年3月、北朝鮮 I T 労働者との関係性が認められる日本人男性と韓国籍の男性を詐欺罪で通常逮捕し、同月27日に同人らを電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で再逮捕した（神奈川・広島）。さらに、同年9月、北朝鮮 I T 労働者とみられる人物と共謀して不正に F X 口座を開設したとして、日本人男性2人を私電磁的記録不正作出罪で検挙した（静岡）。

ウ その他北朝鮮による工作活動

北朝鮮の情報機関が関与する諸工作も、我が国で依然として行われており、令和2年10月に警視庁が逮捕した事件では、日本で会社を経営している韓国籍の被疑者の男が、北朝鮮工作員の指示により、貿易拠点を日本国内に設置して、エネルギー資源に関する取引を行うなどの資金獲得活動を行っていたことが明らかとなっている。

⑤ 日朝関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、岸田首相（当時）宛てに我が国で発生した能登半島地震の被害を見舞う電報を送付した。また、金与正朝鮮労働党副部長（以下「金与正党副部長」という。）^{キムヨジョン}は、同年2月に発表した談話の中で、「飽くまで私の個人的な見解」としつつ、日本側が拉致や核・ミサイル開発の問題を持ち出さないのであれば「首相が平壤を訪問する日が来ることもあり得る」として対話の可能性を示唆した。

しかしその後、同年3月に金与正党副部長や崔善姫外相^{チュソンヒ}、李竜男駐中国北朝鮮大使^{リリョンナム}が相次いで日本との接触や交渉を拒否する談話を発表するなど、北朝鮮は強硬姿勢に転じた。

⑥ 対北朝鮮措置に係る違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、対北朝鮮措置を講じている。

注…令和6年（2024年）3月、マンデート更新に関する安保理決議案にロシアが拒否権を行使したため、専門家パネルは同年4月で活動を終了した。

日本政府は、令和5年4月7日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和7年4月13日まで）を決定した。

令和6年9月には、山口県警察等9府県合同捜査本部が、経済産業大臣の承認を受けることなく北朝鮮産しじみを不正に輸入したとして、元貿易商社経営者等3人を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸入）で検挙した。また、同月、経済産業大臣の承認を受けることなく、中国を経由して北朝鮮に衣料品等を輸出したとして、元水産加工会社経営者の男を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）で検挙した（大阪）。

(2) 北朝鮮による拉致容疑事案等

① 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案 12 件（被害者 17 人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案 1 件（被害者 2 人）の合計 13 件（被害者 19 人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等 10 人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^注について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致をして、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

日本人が被害者である拉致容疑事案（12 件 17 人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米裕さん（52）	うしつ 宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月頃	兵庫県神戸市	田中実さん（28）	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月頃	不明	田口八重子さん（22）	リウネ 李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん（23） 地村（旧姓：瀧本）富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案（福井）（注1）
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案（新潟）（注2）
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川修一さん（23） 増元のみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曾我ひとみさん（19） 曾我ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案（注3）
10	昭和55年5月頃	欧州	石岡亨さん（22） 松本薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮城県宮崎市	原教晃さん（43）	シダマス 辛光洙事件
12	昭和58年7月頃	欧州	有本恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：瀧本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん及び曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

注…警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和6年12月末現在、871人

日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	ユ・キョンミ 高敬美さん（7） ヨ・ガン 高剛さん（3）	姉弟拉致容疑事案

国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案（事件）名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案（福井）	アベック拉致容疑事案（新潟）		
被 疑 者	洪寿憲こと木下陽子	金世鎮	辛光洙	通称 チェ・スンチョル	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン
						
国際手配年月	平成19年4月	平成15年1月	平成18年3月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月

事案（事件）名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件（注）	欧州における日本人女性拉致容疑事案
被 疑 者	通称 キム・ミンスク	森順子	若林（旧姓：黒田）佐喜子	辛光洙	魚本（旧姓：安部）公博
					
国際手配年月	平成18年11月	平成19年7月	平成19年7月	平成18年4月	平成14年10月

注：共犯者である金吉旭（キム・キルウク）についても、逮捕状の発付を得て、ICPOを通じて国際手配を行うなど所要の措置を講じていたが、同人の死亡を確認したため、令和6年4月に逮捕状の返還、国際手配の解除を行った。

② 拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

石破首相は、令和7年（2025年）2月、米国のトランプ大統領と対面で初めてとなる日米首脳会談を行い、拉致問題に関する強い切迫感と決意を伝えるとともに、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、令和6年（2024年）12月、G7議長国であるイタリアの主催により行われたG7首脳テレビ会議においても、北朝鮮による拉致問題の即時解決に向け、G7各国首脳に引き続きの理解と協力を求め、各国から支持を得た。

③ 今後の取組

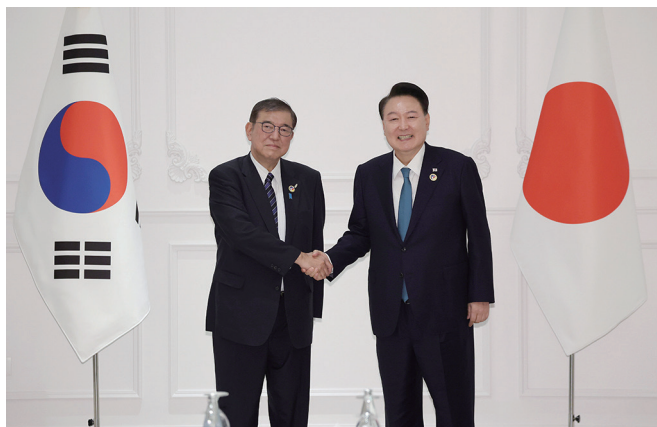
北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

(3) 日韓関係をめぐる動向

日韓両首脳は、石破首相就任後初となる令和6年(2024年)10月の会談において、国交正常化60周年を迎える令和7年(2025年)を、日韓関係を大いに飛躍させる年とすべく、両国間の議論を加速することで一致したほか、北朝鮮への対応について、引き続き日韓及び日韓米で緊密に連携することを確認した。

こうした日韓関係の深化の一方で、韓国の市民団体等は、歴史問題や領土問題といった両国間の懸案を捉えて、我が国への非難や尹錫悦政権の対日政策を「屈辱外交」であるとする批判を展開しており、政府等への抗議活動を行っている。



▲日韓首脳会談
(時事)

4 経済安全保障に関する取組

(1) 情勢認識

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大しているとの認識が広がっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により世界中でサプライチェーンの寸断が見られたことなどから、サプライチェーンのぜい弱性が顕在化した。このような情勢を踏まえ、諸外国では産業基盤強化の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関連する施策が推進されている。

我が国にも、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもある。これらの技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねない。経済構造の自律性の向上や技術の優位性・不可欠性の確保を進め、国民の安全・安心を守るという経済安全保障の取組が進められている中、警察も、情報技術等の国外への流出防止に積極的に取り組むことが期待されている。

このような情勢の下、我が国においては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法^{注1}の全ての規定が、令和6年5月までに施行された。また、同月、「重要経済安保情報」の指定やその取扱者の制限、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供等について所要の制度（いわゆるセキュリティ・クリアランス制度）を整備すること等を内容とする、重要経済安保情報保護活用法^{注2}が第213回国会において成立した。

警察では、令和4年4月、警察庁に経済安全保障室を設置し、技術情報等の流出防止に向けた取組を推進している。

重要経済安保情報保護活用法の概要（内閣府）

①情報指定

政府が保有する重要な情報を
「重要経済安保情報」として指定



③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則
(最大5年以下の法定刑)



②情報の厳格な管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという適性評価を得た者の中で取り扱う
- ・ 個人の適性評価に当たっては、原則として内閣府が一元的に調査
- ・ 民間事業者には、適合事業者の認定が別途必要



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）
に対する適性評価



民間事業者に対する適合事業者としての認定
(施設・組織の信頼性)

注1…経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
注2…重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

(2) 技術流出防止に向けた取組

① 取締り

警察では、従来から、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを徹底することで、国際社会における安全保障上の重大な脅威の排除に貢献してきた。

不正輸出対策の重要性は、我が国の安全保障環境のみならず、国際情勢全体の安定化のためにも不変だが、経済安全保障の観点からは、輸出管理の側面からの取組のみならず、広く先端技術に関する情報の流出にも対応することが求められている。このため、警察では、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化している。例えば、我が国では、平成31年2月から同年3月にかけて、大手通信関連会社の従業員が、同社の営業秘密である無線基地局の実証実験に関する情報を不正に領得したとして、令和2年5月までに、同人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙した（警視庁）。

また、令和5年6月には、国立研究開発法人の営業秘密である技術情報が記載されたファイルデータを中国所在企業のメールアドレスに送信して開示したとして、同国立研究開発法人の研究員を不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で検挙した（警視庁）。

令和6年3月には、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものとして外国への提供が規制されているプログラムが内蔵された中古工作機械を、規制対象ではないと偽り、経済産業大臣の許可を受けることなく中国に輸出・提供したとして、貿易会社の代表を外国為替及び外国貿易法違反（無許可役務提供）で検挙した（愛知）。



▲パンフレット
「技術流出の防止に向けて」



▲パンフレット
「技術流出の防止」

官民連携の推進



② アウトリーチ活動

技術情報等は、様々な経済活動を通じて外国に流出することが懸念されており、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせない。警察では、技術情報等を扱う企業等に対し、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口に関する情報やその対策に資する情報を提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援している。こうした活動は、経済産業省、経済団体等の関係機関と連携するとともに、全国各地に所在している警察署を基盤とし、地域住民に密着して犯罪の予防等に当たる我が国警察の特性を生かして行っている。

また、全国 24 府県（令和 6 年 10 月末現在）においては、自治体関係部局や産業界と連携した協議会・ネットワークが設立されている。こうした協議会等では、定期的に総会を開催し、技術情報等の流出に関する警察からの情報提供、有識者による講演、参加事業者間の意見交換を行うほか、技術情報等の流出やそのおそれのある事案の発生を想定した対処訓練を行うなどの取組が行われている。

警察によるアウトリーチ活動では、警察庁が作成した技術情報等の流出防止対策を呼び掛けるためのパンフレットを活用している。パンフレットでは、技術情報等の流出防止に向け、「企業やアカデミアに守ってほしい 3 つの S」として「See（相手・書類をよく見る）」、「Stop（立ち止まってリスクを把握する）」、「Share（共有する・相談する）」を紹介している。

さらに、警察庁ウェブサイトにおいて、経済安全保障をめぐる情勢や事例・対策をまとめた動画を公開するなど、様々な形での情報提供を実施している。

③ 海外機関との連携

令和 5 年（2023 年）8 月に行われた日米韓首脳会合の共同声明において、米国の創造的技術攻撃部隊（DTSF^注）と日本及び韓国のカウンターパート間で情報共有や連携強化を進めることについて合意がなされた。これを受け、令和 6 年（2024 年）4 月には、日本からは警察庁、経済産業省及び財務省が参加する形で、日米韓関係当局において、不正な技術移転への対処が国家及び経済安全保障上の重要な課題であるという認識を共有し、三か国の執行機関間における情報共有及び更なる連携強化について合意した。各国で展開される技術獲得に向けた工作手口や輸出管理の迂回に関与する主体等についての情報共有等を図ることは重要であり、警察庁では、こうしたネットワークも利用しつつ、経済安全保障の確保のための取組を進めている。



▲経済安全保障室長による講演



▲官民連携ネットワーク総会の例（愛知）

注…Disruptive Technology Strike Force の略。同部隊は、米国司法省国家安全保障局と米商務省産業安全保障局が主導し、連邦捜査局、国土安全保障省に加え、全米 12 大都市圏の 14 の連邦検事事務所も参加して発足したものであり、権威主義的な敵対的外国勢力が機微な技術を不法に取得し、それを軍事能力の開発や大衆の監視等の民主主義的な価値観に抵触する用途に利用することを防ぐことを目的とした省庁横断的な取組である。

5 外国による偽情報等への対策

(1) 情勢認識

近年、国際社会では国家間の競争が顕在化する中で、いわゆる伝統的な安全保障領域にとどまらない動きとして、偽情報等の拡散の脅威が指摘されている。

偽情報等の拡散は、軍事手段に加えて複合的に用いられったり、選挙への不当な介入のために行われたりする状況がみられるが、これは普遍的価値に対する脅威であるのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらし得るものであるところ、生成AI技術の発展に伴い、巧妙な偽情報が大量に生成・拡散されるリスクへの対応が重要な課題となってきた。

(2) 国際的な情勢

ロシアについては、令和6年(2024年)夏に開催された2024年パリオリンピック競技大会をめぐり、大会開催の妨害等を目的とした同国の影響力工作グループによる偽情報等の発信が確認されているほか、同年9月には、米国司法省が、米国大統領選挙に際し、米国内の分断を増幅するような偽情報を含むプロパガンダを展開したロシア国営メディア職員を起訴している。

中国については、前述のとおり、同年1月に実施された台湾総統選挙に際し、中国共産党からの指示を受けて虚偽の世論調査結果を含む記事を報じたとして、台湾の記者が台湾当局に身柄を拘束される事案が発生した。また、同年2月、中国政府と取引関係にあるIT企業「I-SOON社」のものと思われる内部文書がインターネット上に流出し、同社が各国の組織に世論工作を仕掛けていた可能性が高いことが複数のメディアに報じられた。さらに、同月、カナダの研究機関は、中国企業が日本を含む30か国の地元メディアを装った偽ニュースサイトを運営し、中国に好意的な情報を発信しているとの報告書を公表した。



▲米国大統領選挙へのロシアによる介入を非難する米国政府高官
(Pool / ABACA / 共同通信イメージズ)

(3) 我が国における情勢等

外国政府を背景としたものであるかは必ずしも判然としないものの、令和6年能登半島地震に際し、東日本大震災の際に撮影された画像を悪用して、同地域における治安が悪化したとの印象を与えるような外国語の偽情報等がSNS上で拡散された事例等が確認されている。

政府では、国家安全保障戦略(令和4年12月閣議決定)において、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化等のための新たな体制を政府内に整備する旨が記載されたことを踏まえた体制が内閣官房に整備され、偽情報等に対する取組を政府一体となって推進している。

警察においても、関係機関等と連携し、情報の収集・分析に努めているほか、違法行為を認知した場合には、厳正に対処していくこととしている。

6 不法滞在者対策

(1) 外国人入国者等の動向

令和6年12月末時点の訪日外国人旅行者数は約3,687万人（日本政府観光局（J N T O）推計値）で、令和5年12月末時点と比べて約1,180万人の増加となり、過去最高であった令和元年の約3,188万人を約500万人上回り、年間過去最高を更新した。

また、令和6年6月末時点の在留外国人数^注は約360万人と、令和5年12月末時点と比べて約18万人増加した（出入国在留管理庁発表）。

(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和6年7月1日時点の我が国における不法残留者の数は、7万7,935人であり、同年1月1日時点と比べて1,178人減少した（出入国在留管理庁発表）。

国籍別では、多い順にベトナム、タイ、韓国、中国となっている。在留資格別では、多い順に「短期滞在」、「技能実習」、「特定活動」、「留学」となっている。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

警察が取締りを実施した結果、令和6年12月末時点における来日外国人に係る入管法違反の送致人員は3,877人と、令和5年12月末時点と比べて29人の減少、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は332人と、令和5年12月末時点と比べて1人の増加となった。

今後も、偽造技術の向上による精巧な各種偽造証明書の流通や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されることから、警察では、出入国在留管理官署と連携して不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを行っていくこととしている。

注…中長期在留者と特別永住者を合わせた数

第4章

国際テロ情勢

1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

(1) イスラム過激派

I S I L（いわゆるイスラム国）は、平成 31 年（2019 年）3 月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失い、令和元年（2019 年）10 月には、米国の作戦行動により初代指導者バグダーディが殺害された。2 代目指導者アブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシ（アミール・ムハンマド・サイード・アブダル・ラフマン・アル・サルビ）も、令和 4 年（2022 年）2 月、米国の作戦行動により、死亡した。

3 代目指導者アブ・アル・ハサン・アル・ハシミ・アル・クラシも同年 10 月に死亡したとされ、4 代目指導者アブ・アル・フセイン・アル・フセイニ・アル・クラシも令和 5 年（2023 年）4 月、トルコ当局の作戦行動により死亡したとされる。

現在は、同年 8 月に就任した 5 代目指導者アブ・ハフス・アル・ハシミ・アル・クラシに対し、I S I L の「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明している。

I S I L は、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、従前から、「対 I S I L 有志連合」参加国等に対するテロの実行を呼び掛けているほか、イランやロシアも敵視している。令和 6 年（2024 年）1 月には、イラン・ケルマーンにおいて連続自爆テロ事件が発生し、少なくとも 84 人が死亡、284 人が負傷しており、同年 3 月のロシア・モスクワのコンサート会場における襲撃テロ事件では、少なくとも 144 人が死亡、551 人が負傷しているところ、いずれも I S I L が犯行声明を発出している。

また、イラク及びシリアで I S I L が支配地域を失ったことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れて、母国又は第三国に渡航してテロを行う危険性が指摘されてきた。一方で、旧支配地域に残留する者の一部は、いまだ拘束されずに活動を継続しており、その脅威は継続している。さらに、戦闘員以外の女性や子供の帰還についても、同人らが過激思想に感化されている可能性を考慮すれば、帰国後にテロ対策上の脅威となることが懸念されている。



▲イラン・ケルマーンにおける連続自爆テロ事件
(Fars/ZUMA Press Wire/
共同通信イメージズ)



▲ロシア・モスクワのコンサート会場における襲撃テロ事件
(ロイター/アフロ)

アル・カーイダ（以下「AQ」という。）は、近年、各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等によるグループ指導部の損失に直面している。令和4年（2022年）7月には、指導者アイマン・アル・ザワヒリが米国の作戦により殺害された。新指導者の発表はいまだ確認されていない一方、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを継続しており、ザワヒリの殺害がこれら関連組織に及ぼす影響は限定的とみられる。

このほか、令和5年（2023年）10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、ISIL、AQ及びその関連組織や支持者らは、欧米権益等に対するテロ実行の呼び掛けを強化しており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえる。

さらに、令和3年（2021年）8月にタリバーンが実権を掌握したアフガニスタンでは、同地域を拠点とするISIL-K^注によるテロ事件が発生するなど、不安定な治安情勢が続いているほか、タリバーンはAQとの密接な関係が指摘されており、AQの活動が活発化することが懸念されている。



▲パレスチナ武装勢力により襲撃された音楽イベント会場
(AP/アフロ)

（2）我が国を標的とするテロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける爆弾テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実 to 発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

実際に平成27年（2015年）のシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ISILによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。最近では、ISIL-K関連メディアにおいて、タリバーンに協力的な国家を批判する意図で他国の国旗と共に日本の国旗が掲載されるなど、我が国に言及する状況が確認されている。

また、ISILは、独自メディアである「アル・フルカーン」やインターネット上に配信した機関誌「アル・ナバア」を通じ、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けるプロパガンダを継続している。

AQについても、米国とその同盟国をテロの標的とするよう継続して呼び掛けているほか、過去には、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、同人が我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。

我が国には、イスラム過激派組織がテロの標的としている米軍基地をはじめとする欧米権益等が多数存在しているところ、こうした動向や供述は、我が国がテロの標的となる可能性を否定できない状況にあること



▲スリランカにおける爆弾テロ事件
(NurPhoto via AFP)

注…Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン）

関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

(2)「よど号」グループ

昭和45年(1970年)3月、共産主義者同盟赤軍派の田宮高麿ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。

現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており^注、このうち3人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

3 国際テロ対策等

近年、我が国の社会情勢は大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している。テロ情勢も依然として予断を許さない状況にあり、テロ対策等を講じ、良好な治安を確保していくことは極めて重要な課題である。これらを含めた様々な課題に的確に対処するため、令和4年12月20日、「『世界一安全な日本』創造戦略2022」が第35回犯罪対策閣僚会議において決定されるとともに、閣議決定されたところ、警察では、同戦略を踏まえテロ対策を推進している。

警察庁では、これまでも平成27年6月に、我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、警察が重点的に取り組むべき事項を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表し、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきた。また、平成27年(2015年)11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、各種テロ対策を強化している。

さらに、平成29年(2017年)には、5月の英国・マンチェスターのコンサート会場における自爆テロ事件、8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等に



▲犯罪対策閣僚会議で発言する岸田首相(当時)
(時事)



▲スペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件
(UPI/アフロ)

注…ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

より「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設、公共交通機関等において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

(2) 爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売等で容易に入手が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質等から爆発物を製造する事件や化学物質を保管管理している学校からの窃取事案が発生している。

このため、警察では、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び文部科学省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体、学校等に対する周知・指導を要請している。また、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における身分証による本人確認や使用目的の確認の徹底、不審情報の通報等を要請しているほか、これらの化学物質を含有する家庭用品についても、購入者に不審点が認められる場合には本人確認や使用目的の確認を行うことを要請している。さらに、これらの要請が確実に実施されるよう、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。あわ

爆発物の原料となり得る化学物質

化学物質	用途例
硫酸	試薬、バッテリー
塩酸	試薬、トイレ洗浄液、バッテリー
硝酸	試薬、浴場洗浄剤、トイレ洗浄剤
過酸化水素	試薬、漂白剤、消毒液
塩素酸カリウム	試薬、マッチ、花火
塩素酸ナトリウム	試薬、除草剤、花火
尿素	試薬、肥料
硝酸カリウム	試薬、肥料
硝酸アンモニウム	試薬、肥料、瞬間冷却剤
アセトン	試薬、有機溶剤、除光液
ヘキサミン	試薬、固形燃料

せて、学校等に対しても、化学物質の適切な保管管理等を要請している。

加えて、警察では、サイバーパトロール等により、爆発物の製造方法等に関する有害情報の把握に努めるとともに、把握した場合には、サイト管理者等に対する削除依頼を行っているほか、諸外国において産業用爆薬を使用したテロ事件が発生している事態を踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

警察では、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。



▲購入者に対する本人確認への協力を求めるポップ広告



▲警察と薬局の従業員のロールプレイング型訓練
(5月、奈良)

(3) 国際協力の推進

テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。令和6年(2024年)10月にはG7内務・安全担当大臣会合がイタリアのミラベッラ・エクラノで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安情報機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ/リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加するとともに、国際テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、二国間や多国間のテロ対策に関する協議を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っている。また、独立行政法人国際協力機構(JICA)と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、中東、アフリカ等から警察・治安情報機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウを提供している。

テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、警察庁では、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍



▲G7内務・安全担当大臣会合
(EPA=時事)

結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）が施行された。

また、令和3年6月のFATF^{注1}（金融活動作業部会）全体会合で採択された第4次対日相互審査結果報告書において、国連安全保障理事会決議によりその財産の凍結等の措置を執るべきこととされている大量破壊兵器関連計画等関係者^{注2}に係る居住者間取引（国内取引）について制限措置を確実に実施するための法改正を行うよう指摘を受けた。このような中で、令和4年12月、第210回国会で、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立した。これにより、国際テロリスト財産凍結法が改正され、法律名が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト等財産凍結法」という。）に改められ、大量破壊兵器関連計画等関係者が新たに財産の凍結等の対象とされた。我が国では、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づき、420個人122団体（令和6年12月9日時点）の国際テロリスト及び80個人75団体（令和6年9月26日時点）の大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の措置を執るべき者として公告している。

国際テロリスト等財産凍結法の概要

1

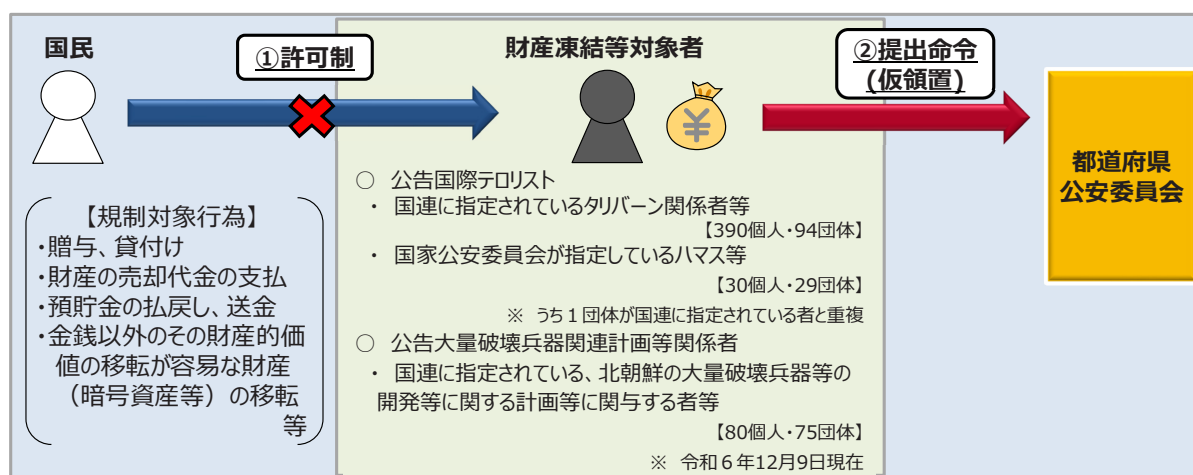
行為の制限（許可制）

財産凍結等対象者（国際テロリストや大量破壊兵器の開発に関わる者で、国連に指定された者等）は、規制対象財産（金銭、有価証券、貴金属、土地、建物、自動車等）の贈与を受けること等の一定の行為をしようとするときは、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2

規制対象財産の仮領置

都道府県公安委員会は、財産凍結等対象者が所持している一定の規制対象財産のうち、テロ行為や大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがないと認められるもの以外の財産等について、提出を命じ、仮領置することができる。



注1…Financial Action Task Force on Money Laundering の略。マネー・ロンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融（大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与）対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間合

注2…特定の国又は地域による大量破壊兵器の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援を行う者

(4) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、空港・港湾危機管理（担当）官を置き、水際対策を強化している。テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（A P I S^{注1}）、外国人個人識別情報認証システム（B I C S^{注2}）及び乗客予約記録（P N R^{注3}）が運用されており、警察では、関係機関と連携して水際対策の強化を図っている。



▲関係機関との水際対策訓練（11月、神奈川）

注1…Advance Passenger Information System の略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注目人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

注2…Biometrics Immigration Identification & Clearance System の略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注目人物等に係る情報を照合するシステム

注3…Passenger Name Record の略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報

第5章

サイバー情勢

1 情勢

(1) サイバー攻撃情勢

サイバー空間は、地域や年齢、性別を問わず、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、金融、航空、鉄道、医療等といった国民生活や社会経済活動を支える基盤となる機能から、警察や防衛といった治安や安全保障に関わる国家機能に至るまで、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいる。

こうした中、国内において、ハクティビストによるものとみられるDDoS攻撃により、政府機関や民間事業者等のウェブサイトの閲覧障害が複数発生しているほか、過去には、中国を背景とするサイバー攻撃グループにより、情報窃取を目的としたサイバー攻撃が行われていることが確認されるなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

(2) 国際情勢

近年、世界各地で機密情報や知的財産の窃取、重要インフラの機能停止等を企図したとみられるサイバー攻撃が相次いで発生している。こうした攻撃の中には国家の関与が疑われている攻撃も数多く存在し、今後も世界的規模でのサイバー攻撃の発生が懸念される。

① 中国

中国は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っていると考えられている。

【事例】サイバー攻撃集団「Volt Typhoon」による重要インフラ等を標的とした攻撃

令和6年（2024年）2月、米国国土安全保障省サイバーセキュリティ・インフラストラクチャセキュリティ庁（CISA）、米国国家安全保障局（NSA）、米国連邦捜査局（FBI）等は、ファイブアイズ諸国の関係機関と合同で、重要インフラ事業者向けに、中国国家を背景とするサイバー攻撃集団「Volt Typhoon」によるサイバー攻撃に関する注意喚起を実施した。米国の関係機関によると、「Volt Typhoon」による米国の通信、エネルギー、運輸及び水道分野等の重要インフラ事業者への侵害が確認されているほか、有事の際に重要インフラに対するサイバー攻撃を行うため、事前に重要インフラ事業者等のネットワークへのアクセス権限を確保し、複数の重要インフラ事業者におけるOT（Operational Technology）機器に対する侵害を可能としている旨が指摘されている。

【事例】英国の国会議員及び選挙管理委員会を標的としたサイバー攻撃

令和6年（2024年）3月、英国政府は、英国の国会議員及び選挙管理委員会に対する中国国家を背景とするサイバー攻撃を非難する声明を発表した。英国サイバーセキュリティセンター（NCSC）によると、中国国家を背景とするサイバー攻撃集団「APT 31」が、令和3年（2021年）に英国国会議員のメールアドレスに対する偵察活動を実行した可能性が極めて高いほか、令和3年（2021年）から令和4年（2022年）にかけて、中国国家を背景とするサイバー攻撃集団が、英国選挙管理委員会のシステムを侵害し、メールアドレス等を窃取した可能性が高いとしている。

【事例】中国が構築する世界的規模のボットネットの無害化作戦

令和6年（2024年）9月、米国司法省は、米国を含む世界中の20万台以上の機器から構成されるボットネットを無害化するオペレーションを実施したと発表した。米国司法省によると、当該ボットネットは、「Flax Typhoon」として知られている中国企業「Integrity Technology Group」で働く中国国家の支援を受けた攻撃者によってマルウェアに感染させられたIoT機器等で構成されており、情報窃取等を目的としたサイバー攻撃に用いられたとされている。同月、FBI、NSA及び米軍サイバー国家任務部隊（CNMF）は、ファイブアイズ諸国の関係機関と合同で、当該ボットネットに関する注意喚起を実施した。

② ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等を行っていると考えられている。

【事例】世界的規模で様々な分野を標的としたサイバー攻撃

令和6年（2024年）2月、NCSCは、ファイブアイズ諸国の関係機関と合同で、ロシア対外情報庁（SVR）を背景とするサイバー攻撃集団「APT 29」によるサイバー攻撃に関する注意喚起を実施した。これまで確認されていた政府、シンクタンク、医療及びエネルギー分野に加えて、航空、教育、法執行機関、地方議会、国会、政府の財務部門、軍事組織等にまで「APT 29」の標的が拡大しているほか、攻撃手口として、新たにクラウドサービスを標的としているとされている。また、同年10月、FBI、NSA、CNMF及びNCSCは、「APT 29」によるサイバー攻撃が世界規模の脅威をもたらしているとして、攻撃手口や必要な対策に関する注意喚起を実施した。

【事例】ドイツの政党等を標的としたサイバー攻撃

令和6年（2024年）5月、ドイツ政府は、EUや北大西洋条約機構（NATO）等の支持の下、ロシア軍参謀本部情報総局（GRU）を背景とするサイバー攻撃集団「APT 28」によるドイツ社会民主党執行委員会に対するサイバー攻撃を非難する声明を発表した。「APT 28」は、Microsoft Outlook のぜい弱性を悪用し、多数のメールアドレスを侵害しており、その標的には、ドイツやウクライナ等の政府機関や物流、防衛、航空宇宙、IT分野の企業が含まれているとされている。

【事例】世界中の重要インフラを標的としたサイバー攻撃

令和6年（2024年）9月、FBI、CISA、NSA等は、ファイブアイズ諸国を含む諸外国の関係機関と合同で、GRU第161特殊訓練センター（29155部隊）によるサイバー攻撃に関する注意喚起を実施した。29155部隊は、NATO加盟国、EU、中央アメリカ及びアジアの政府機関、金融、運輸、エネルギー、医療分野等を標的として、遅くとも令和2年（2020年）から情報窃取等を目的とした活動を行ってきたとされている。

③ 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っていると思われる。

【事例】サイバー攻撃集団「Lazarus」による暗号資産関係事業者を標的とした攻撃

令和4年（2022年）10月、北朝鮮当局の下部組織とされる「Lazarus」と呼称されるサイバー攻撃集団が、数年来、日本国内の暗号資産関係事業者を標的としたサイバー攻撃を行っているとして強く推察される状況にあることが、日本の関係都道府県警察やサイバー特別捜査隊の捜査等によって判明したことから、警察庁は、金融庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連名で注意喚起を実施した。

【事例】サイバー攻撃による外貨の獲得

令和6年（2024年）3月、国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会の専門家パネルより、最終報告書が公表された。平成29年（2017年）から令和5年（2023年）までにかけて発生した北朝鮮の関与が疑われる暗号資産関連企業に対するサイバー攻撃事案58件（被害額約30億米ドル相当）を調査した結果、北朝鮮が獲得した外貨の約半分はサイバー攻撃によるものであり、北朝鮮では、こうした外貨を大量破壊兵器計画に使用しているとされている。

【事例】防衛、航空宇宙、原子力等の分野を標的としたサイバー攻撃

令和6年（2024年）7月、FBI等は、韓国及び英国の関係機関と合同で、平壤等に拠点を置く北朝鮮偵察総局第3局傘下のサイバー攻撃集団「Andariel」によるサイバー攻撃に関する注意喚起を実施した。「Andariel」は、米国、英国、韓国のほか、日本やインドを含む世界各国の防衛、航空宇宙、原子力等の産業分野を標的とし、北朝鮮政府の軍事・原子力施策を発展させる目的で機密情報等を窃取したとされている。

(3) 国内の被害情勢

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーエスピオナージ事案等が多発している。

令和6年には、民間事業者や研究開発機関等に対する情報窃取を企図した不正アクセス事案や、重要インフラ等の機能に障害を発生させ、社会経済活動に影響を及ぼしたサイバー攻撃事案が発生した。このほか、政府機関や自治体、民間企業等が運営するウェブサイトの閲覧障害が発生するなどのサイバー攻撃事案が発生している。

【事例】情報窃取を企図した不正アクセス事案

- 令和6年3月、大手システム事業者は、業務上使用する複数のコンピュータが不正プログラムに感染し、個人情報や顧客情報を含むファイルが不正に持ち出せる状況になっていたと発表した。
- 同年3月、半導体関連機器事業者は、同社のサーバ等が第三者による不正アクセスを受けた可能性があることを発表した。
- 同年7月、国内の宇宙航空分野の研究開発機関は、VPN装置のぜい弱性を起点とする不正アクセスにより、侵害を受けた端末、サーバ及びクラウド上で管理していた情報の一部が漏洩したことを発表した。
- 同年7月、エネルギー関連事業者は、外部からの不正アクセスにより、業務委託元から提供を受けている個人情報等が流出した可能性があることが判明したと発表した。

【事例】重要インフラの機能に影響を及ぼしたサイバー攻撃事案

令和6年5月、大手鉄道事業者は、インターネット上の乗車券等の予約サービスを提供するウェブサイト、スマートフォンのIC乗車券サービスを提供するアプリケーション等に接続しづらい状況となっていることを発表した。

【事例】DDoS攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害

- 令和5年12月から令和6年4月にかけて、DNS権威サーバを狙ったランダムサブドメイン攻撃によるとみられるウェブサイトの閲覧障害が断続的に発生した。
- 令和6年2月、同年7月及び同年10月、政府機関、自治体、民間事業者等が運営する複数のウェブサイトにおいて閲覧障害が発生した。同じ頃、SNS上に、ハクティビストのものとされる複数のアカウントから、それらの犯行をほのめかす投稿が確認された。

2 官民連携の推進及び実態解明

(1) 官民連携の推進

① サイバーテロ対策協議会

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っている。



▲サイバーテロ対策協議会における共同対処訓練の様子（秋田）

② サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク

警察では、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,700（令和6年12月現在）の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築している。このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約し、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析するとともに、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を実施している。

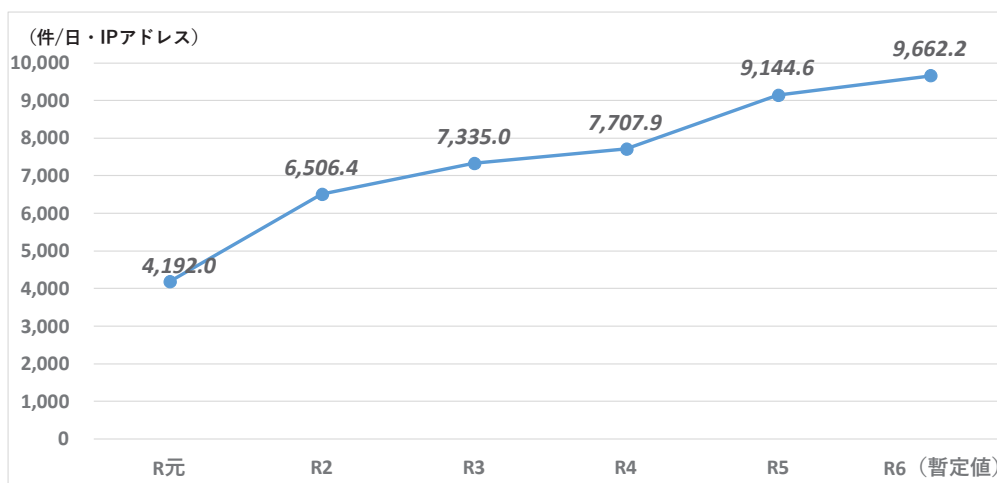
(2) サイバー攻撃の捜査・実態解明等に関する取組

① サイバー攻撃の捜査・実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。また、ICPOを通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進している。

そのほか、警察では、インターネット上で発生している各種事象の把握を目的として、インターネット上にセンサーを設置し、攻撃者が攻撃対象を探索する場合等に不特定多数のIPアドレスに対して無差別に送信される通信パケットを観測・分析している。

令和6年中、一つのセンサー当たり約9.1秒に1回という高い頻度で世界中から不審なアクセスが行われていることを観測した。

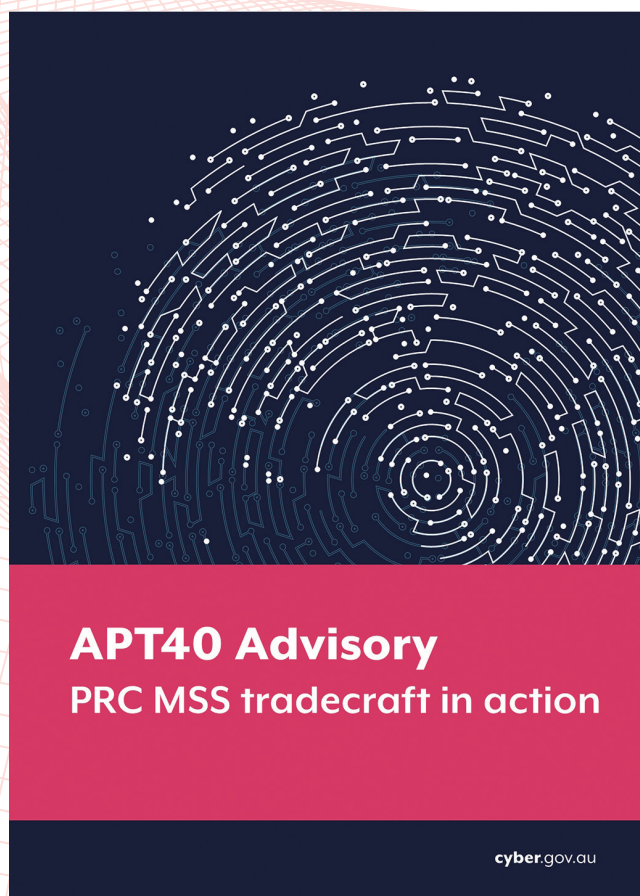


インターネット上に設置したセンサーに対する1日当たりの不審なアクセス件数の推移（令和元年～令和6年）

② 豪州主導のAPT 40に関する国際アドバイザリーへの共同署名

中国政府を背景とするサイバー攻撃グループといわれているAPT 40は、北米、欧州、豪州等を標的としており、我が国の企業も攻撃の標的になっていたことが確認されている。

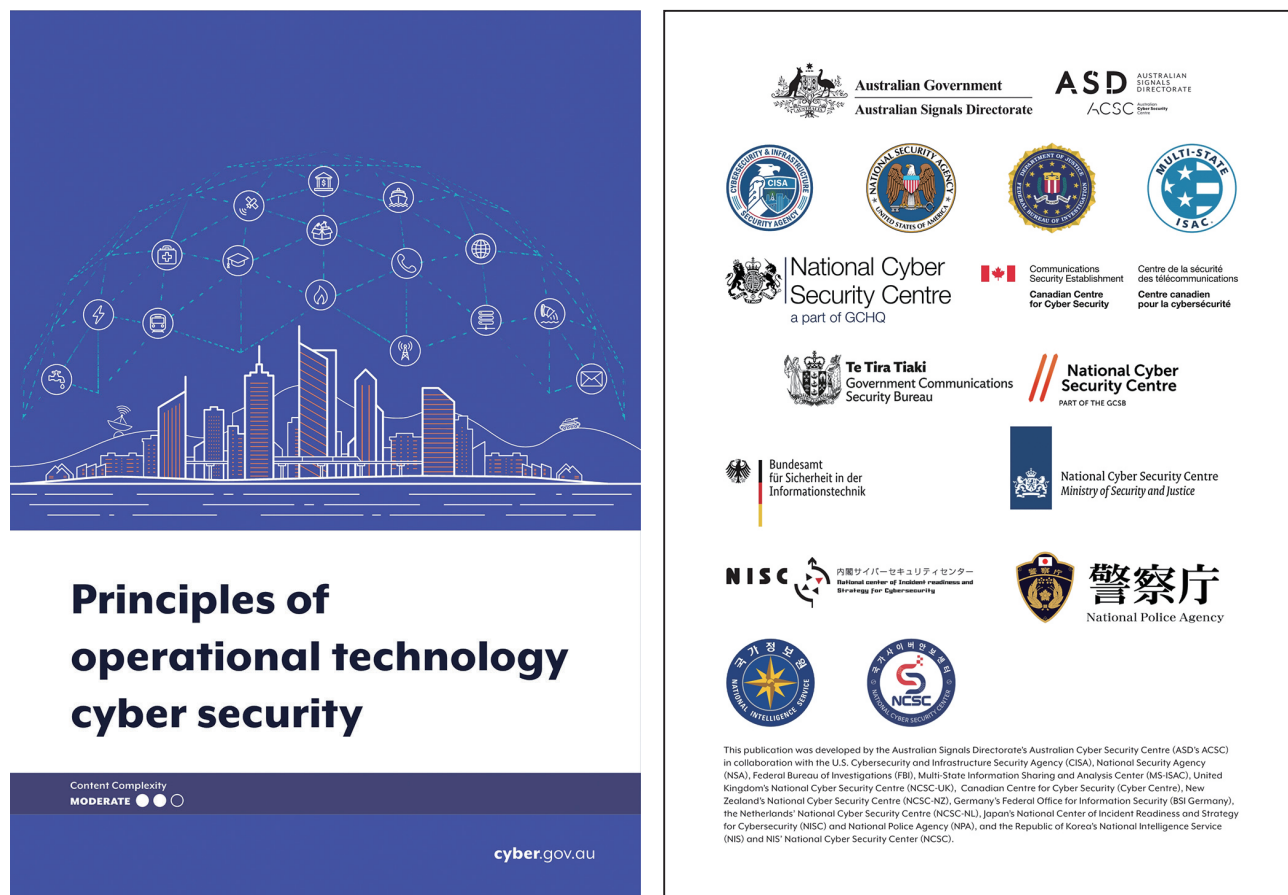
令和6年7月、警察庁及びNISCは、米国、英国、カナダ、ニュージーランド、ドイツ及び韓国の関係機関と共に、豪州通信電子局豪州サイバーセキュリティセンターが作成した、APT 40による過去の攻撃事例に基づく攻撃手法、攻撃の検知や緩和策が示された国際アドバイザリー「APT40 Advisory PRC MSS tradecraft in action」の共同署名に加わり、本件アドバイザリーを公表した。



▲豪州主導のAPT 40に関する国際アドバイザリー（抜粋）

③ 豪州主導国際文書「OTサイバーセキュリティの原則」への共同署名

令和6年10月、警察庁及びNISCは、米国、英国、カナダ、ニュージーランド、ドイツ、オランダ及び韓国の関係機関と共に、豪州通信情報局（ASD）豪州サイバーセキュリティセンター（ACSC）が策定した文書「OTサイバーセキュリティの原則」（Principles of operational technology cyber security）の共同署名に加わり、重要インフラ事業者がOT環境の設計、実装及び管理に係る意思決定を行うことを支援する6つの原則を示した文書を公表した。



▲豪州主導国際文書「OTサイバーセキュリティの原則」（抜粋）

第6章

警備実施

1 警戒警備の強化

(1) 重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなどし、警戒警備を強化している。

特に、原子力関連施設については、銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ^注事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が24時間体制で警戒警備に当たっている。令和4年（2022年）12月、警察、海上保安庁、防衛省、自衛隊、原子力規制庁、原子力事業者等で構成される原子力発電所等警備連絡会議を設置し、関係機関の連携を一層強化している。



▲首相官邸における警戒



▲原子力関連施設の警戒

ME
MO

自由民主党本部、首相官邸に対する火炎びん投てき事件について

令和6年10月、職業不詳の男は、東京都千代田区内の自由民主党本部正門前において火炎びんを複数回投てきした後、首相官邸前路上において、同所に設置中の車両進入阻止柵に自己が運転する車両を衝突させた上、これを阻止しようとした警察官に対し、発煙筒様のものを投てきし、公務の執行を妨害したことから、同日、同男を公務執行妨害罪で逮捕した（警視庁）。

警察では、本事件を受け、重要施設における警戒警備の徹底、事案発生時における即報体制の確立、組織的な対応の推進、この種事件の未然防止に向けた情報収集等の徹底等の警備諸対策を図った。



▲事件発生後の状況（時事）

注…N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの略称

(2) 雑踏警備

祭礼・花火大会等の恒例行事や、ハロウィーン等のイベントが開催される場合は、多数の人が集まることにより雑踏事故が発生するおそれがある。このため、警察では、あらかじめ行事やイベントの主催者や施設の管理者に対して、必要な安全対策をとるよう指導しているほか、主催者が存在しない場合は、行事やイベントにおいて多数の人が集まる場所を管轄する自治体に対して必要な働き掛けを行うなどしている。また、主催者や自治体と連携し、公共交通機関等に対し、事前広報の実施や誘導員の配置等について必要な協力を働き掛けるとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立した上で、雑踏警備を行っている。

さらに、車両突入型テロの防止対策として、主催者や自治体と連携し、必要に応じて歩行者保護のための車両阻止資機材や警察車両を設置するなど、各種テロ対策を講じている。

(3) 小型無人機対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法^{注1}等を適切に運用するなど、小型無人機を悪用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルや敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けなどの対策を進めている。

また、飛行している小型無人機を早期に発見するため、小型無人機の位置を特定する検知器等も活用しつつ上空に対する警戒を行っているほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、対処資機材を用いるなどして、小型無人機による危害を防止することとしている。

さらに、令和2年の航空法の一部改正により、令和4年6月、無人航空機の登録が義務化されるとともに、リモートID機能^{注2}を備えるなどの無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じない無人航空機の飛行が原則として禁止された。警察では、令和3年12月、リモートID機能により送信された信号等に基づき現場で小型無人機等の所有者等を確認することができる「小型無人機等所有者情報等照



▲しものせき海峡まつり雑踏警備（5月、山口）



▲広報用ポスター（警視庁）

注1…重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

注2…無人航空機の登録記号を識別するための信号を、電波を利用して飛行中常時送信させ、当該電波を受信可能な通信端末機器を使用する者が当該無人航空機を識別することができるようにする機能

会システム」の運用を開始し、重要施設等の警戒警備をはじめとする警察活動に活用している。

小型無人機の更なる普及や性能の向上を見据え、警察では、必要な資機材の整備、各種訓練の実施等により、小型無人機を悪用したテロ等への対処能力を向上させることとしている。

（４）爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。

全国約 1,000 人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。



▲爆発物対応専門部隊の訓練

（５）NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国約 200 人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。また、その他の府県警察の機動隊等には、全国約 400 人の体制で、NBCテロ対策部隊を設置している。これらの部隊は、NBCテロ事案等が発生した場合に迅速に出動して、各種初動措置に当たることを任務としている。



▲NBCテロ対応専門部隊の訓練

(6) 特殊部隊（SAT）・銃器対策部隊

特殊部隊（SAT）^注は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件その他の銃器等使用の重大突発事案に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾楯等が配備され、銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとしている。

(7) スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、また、ハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

(8) 国境離島警備体制の強化

警察では、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年4月、沖縄県警察に、自動小銃、ヘリコプター等の装備資機材を備えた専門の対処部隊である国境離島警備隊を設置した。国境離島をめぐる安全保障環境が厳しくなる中、各種訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、対処能力の一層の強化に努めている。



▲SATの訓練



▲銃器対策部隊の訓練



▲国境離島警備隊



▲大型ヘリコプター

注…Special Assault Team の略

(9) 防衛省・自衛隊との連携

警察では、防衛省・自衛隊との間で、平素から緊密に情報交換を行うとともに、重大テロ事案等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年（2000年）以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、都道府県警察において自衛隊との共同訓練を実施しており、令和6年中は、実動訓練を29回、図上訓練を4回実施した。

また、平成24年6月、四国電力伊方原子力発電所の敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、各原子力発電所においても同様の訓練を実施している。



▲自衛隊との共同実動訓練
（2月、北海道）

(10) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民保護法^注に基づき、「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」に定める国民の保護のための措置を実施することとされており、その措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、国及び地方公共団体等が実施する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における複数の避難実施要領のパターンの作成作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、事態発生時における住民避難の要領等の習熟に努めている。



▲国民保護共同実動訓練
（3月、兵庫）



▲国民保護共同図上訓練
（2月、神奈川）

注…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

2 警衛・警護

(1) 警衛

警察では、警衛の実施に当たっては、皇室と国民との間の親和を妨げることをないように配慮しつつ、天皇陛下や上皇陛下、皇族方の御身の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることとしている。

令和6年中、天皇皇后両陛下は、第74回全国植樹祭御臨場（5月：岡山県）、第78回国民スポーツ大会御臨場（10月：佐賀県）、第39回国民文化祭及び第24回全国障害者芸術・文化祭御臨場（10月：岐阜県）、第43回全国豊かな海づくり大会御臨席（11月：大分県）等のため、行幸啓になった。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、第35回全国「みどりの愛護」のつどい式典御臨席（5月～6月：和歌山県）、令和6年度全国高等学校総合体育大会御臨席（7月：福岡県）、第48回全国高等学校総合文化祭御臨席（7月～8月：岐阜県）、第47回全国育樹祭御臨席（10月：福井県）、第23回全国障害者スポーツ大会御臨席（10月、佐賀県）等のため、お成りになった。

また、海外へは、天皇皇后両陛下が英国（6月）へ、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がトルコ（12月）へそれぞれ御訪問になった。



▲第74回全国植樹祭御臨場に伴う警衛
（5月、岡山）



▲第78回国民スポーツ大会御臨場に伴う警衛
（10月、佐賀）

(2) 警護

① 更なる警護の強化に向けた取組

令和4年7月、奈良県奈良市において、警護対象者である安倍元首相が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事件が発生した。

また、令和5年4月、和歌山県和歌山市において、演説を予定していた岸田首相（当時）に向けて、警護が実施されている中で爆発物が投てきされ、その後、当該爆発物が爆発する事件が発生し、岸田首相（当時）のみならず聴衆を危険にさらす重大な事態となった。



▲第50回衆議院議員総選挙に伴う警護
（10月、東京）

警察庁では、これらの警護の検証・見直しを行い、報告書を取りまとめたほか、安倍元首相銃撃事件後の令和4年8月には新たな警護要則を制定し、都道府県警察が作成する警護計画案の事前審査を実施するとともに、警察庁及び都道府県警察が収集した情報等の分析・整理を行い警護上の危険度を評価する仕組みを導入するなど、警察庁の関与を抜本的に強化した。また、習熟度に応じた体系的な教養訓練計画を作成し、同計画に基づく教養訓練を行っているほか、警護の高度化に資する装備資機材の開発及び導入に努め、防弾資機材、小型無人機等の整備を進めている。

さらに、警察では、主催者・管理者に対して、実効的な安全確保措置や避難経路の設定等の事前準備を行うよう働き掛けるなど、主催者と連携した聴衆の安全確保に向けた取組を進めている。

② 第50回衆議院議員総選挙に伴う警護

令和6年10月、第50回衆議院議員総選挙が施行された。同選挙は、令和4年7月の安倍元首相銃撃事件及び令和5年4月の岸田首相（当時）に対する爆発物使用襲撃事件を受けて、警護の抜本的強化のための取組を進めている中で行われた初の大規模な国政選挙であり、石破首相をはじめとする多数の警護対象者が全国各地で連日街頭演説を展開した。警察では、手荷物検査や交通規制等に対する国民の理解と協力を得ながら、同選挙に伴う警護を完遂した。

同選挙に伴う警護で得られた経験も踏まえ、引き続き、主催者との連携を深化させつつ、警護についての国民の理解と協力を得るための取組を進めるとともに、警護の在り方について不断の見直しを行い、警護に万全を期することとしている。

③ 令和6年中の主な警護

令和6年中、2月にジョルジャ・メローニ・イタリア首相が来日したほか、7月の太平洋・島サミットに出席するため、数多くの外国要人が来日したところ、警察では、所要の警護を実施した。

また、岸田首相（当時）の米国公式訪問（4月）、石破首相のASEAN関連首脳会議出席に伴うラオス訪問（10月）等において、関係国の警察当局と緊密に連携して警護を実施した。



▲街頭演説の状況
(10月、埼玉)



▲主催者による手荷物検査の実施
(10月、茨城)



▲太平洋・島サミット（7月、東京）
(首相官邸ウェブサイト)

第7章

災害

1 大規模災害への備え

近年、警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震等に的確に対処できるよう、過去の大規模災害を踏まえて従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するとともに、先端技術も積極的に取り入れるなどして、災害対処能力の更なる向上に努めている。

(1) 即応能力の強化

平成23年（2011年）3月の東日本大震災^注では、津波や原子力災害等に対応するため、全国警察から長期間にわたり大規模な部隊派遣を行った。この経験を踏まえ、平成24年5月、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊の体制を最大1万人体制まで拡充するとともに、災害の種類や規模を問わず、幅広く対応できる体制を構築するため、災害対応が長期化する場合に派遣する一般部隊を新たに設置し、両部隊からなる警察災害派遣隊を新設した。

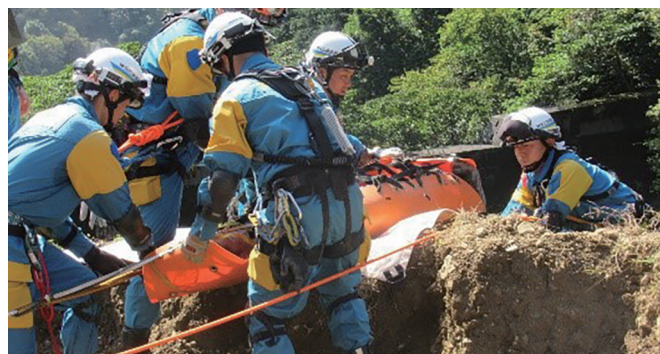
大規模災害に備えた即応能力の強化

東日本大震災への対応を教訓とし、大規模災害発生時における広域的な部隊運用の拡充を図るため、平成24年5月より、即応部隊（約1万人）と一般部隊から構成された警察災害派遣隊を編成。



警察災害派遣隊の構成

また、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において活動する部隊である特別救助班（P-R-E-X）を、平成29年3月に4府県警察の広域緊急援助隊に新たに設置し、現在は16都道府県警察約240人体制で運用している。



▲特別救助班の訓練

注…平成23年3月11日午後2時46分に発生した、三陸沖を震源とするモーメントマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」

(2) 災害対処能力の向上

警察では、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練、陸上自衛隊、DMA T等の関係機関・団体との広域緊急援助隊合同訓練等を実施しているほか、各種装備資機材の整備を進めている。また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成 28 年には近畿管区警察局災害警備訓練施設、平成 30 年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用をそれぞれ開始した。警察では、両施設を積極的に活用した訓練を実施している。



▲救出救助訓練

(3) 警察用航空機（ヘリコプター）の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイススト救助装置等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、大規模災害発生時には、警察用航空機を被災地に派遣し、被災状況の情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索活動等を実施している。

また、大規模災害をはじめとする緊急事態等への対処を念頭に、警察用航空機の操縦士及び整備士を計画的に養成するなど、警察用航空機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。



▲警察用航空機による救出救助

(4) 小型無人機の活用

警察では、災害警備活動において、小型無人機を飛行させて上空から映像を撮影し、リアルタイムで首相官邸等に送信するとともに、情報収集や救出救助に活用している。

また、警察用航空機と小型無人機の連携運用のための技術について研究機関等と協力して研究開発を行うなど、的確な災害対処等に資する小型無人機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。



▲小型無人機による被災状況の撮影

2 自然災害の発生状況と警察活動^{注1}

(1) 地震による被害

令和6年中の主な地震の概要及び警察活動については、次のとおりである。

① ^{ぶんごすいどう}豊後水道を震源とする地震の概要と警察活動

ア 豊後水道を震源とする地震の概要

令和6年4月17日午後11時14分頃、豊後水道の深さ39キロメートルを震源とするマグニチュード6.6（暫定値）の地震が発生し、^{あいなん}愛媛県愛南町及び^{すくも}高知県宿毛市で震度6弱を観測した。この地震により負傷者16人等の被害が発生した。

イ 警察活動

愛媛県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集等の活動を実施した。

② ^{ひゅうがなだ}日向灘を震源とする地震の概要と警察活動

ア 日向灘を震源とする地震の概要

令和6年8月8日午後4時42分頃、日向灘の深さ31キロメートルを震源とするマグニチュード7.1（暫定値）の地震が発生し、^{にちなん}宮崎県日南市で震度6弱を観測した。この地震により負傷者16人等の被害が発生した。

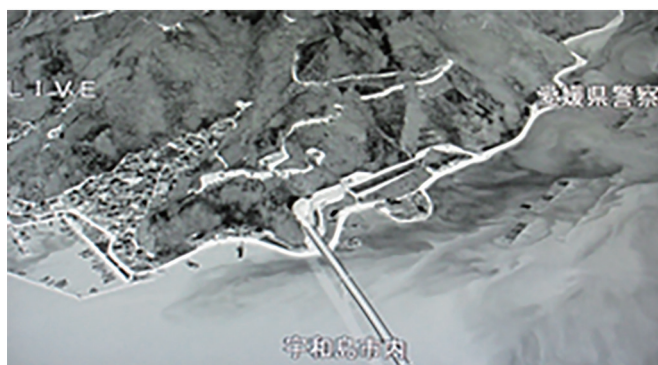
また、同日午後7時15分、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとされた。

イ 警察活動

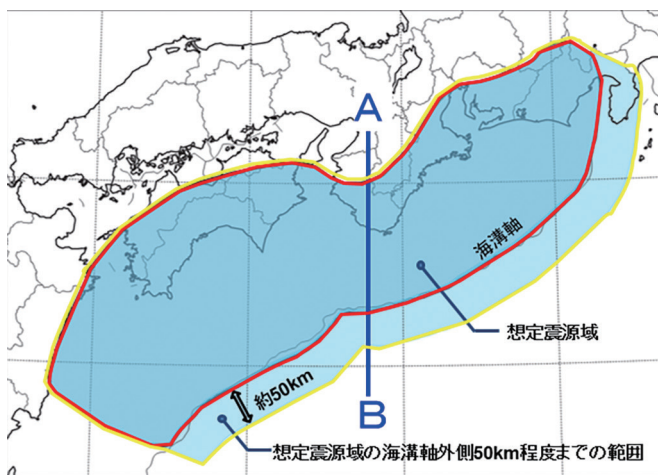
日向灘を震源とする地震の発生に伴い、宮崎県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集等の活動を実施した。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を踏まえ、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域^{注2}等を管轄する都府県警察では、所要の警備体制を確保した。



▲土砂崩れの状況（高知）



▲ヘリコプターテレビシステムによる被災状況の撮影



▲南海トラフ地震の想定震源域（気象庁HP）

注1…「2 自然災害の発生状況と警察活動」における人的被害の数については、消防庁まとめ。
注2…南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条

(2) 大雨による被害

令和6年中も大雨により、各地で大きな被害が発生した。

このうち、主な警察活動は、次のとおりである。

① 令和6年7月25日からの大雨の概要と警察活動

ア 令和6年7月25日からの大雨の概要

令和6年7月24日から同月26日にかけて、梅雨前線の影響により、東北地方の日本海側を中心に大雨となった。特に、山形県では、線状降水帯が発生し、大雨特別警報が2度発表された。

これらの大雨により警察官2人を含む死者5人等の被害が発生した。

イ 警察活動

山形県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。



▲行方不明者の捜索（山形）

② 令和6年9月20日からの大雨の概要と警察活動

ア 令和6年9月20日からの大雨の概要

令和6年9月20日から同月22日にかけて、梅雨前線及び前線上の低気圧の影響により、東北地方から西日本にかけて大雨となった。特に、石川県では、同月21日に線上降水帯が発生し、大雨特別警報が発表された。

これらの大雨により死者17人等の被害が発生した。

イ 警察活動

石川県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。また、同県警察では、令和6年能登半島地震及び本大雨による被害からの復旧・復興が着実に進展していくよう、被災地の治安の確保に取り組んでいる。



▲行方不明者の捜索（石川）

(3) 台風による被害

令和6年中は、26個の台風が発生し、各地で大きな被害が発生した。

このうち、主な警察活動は、次のとおりである。

① 台風第10号の概要

令和6年8月27日から9月1日にかけて、台風第10号の影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に、鹿児島県、宮崎県、大分県、徳島県、香川県、兵庫県及び三重県で線状降水帯が発生したほか、愛知県において土砂崩れが発生し、死者8人等の被害が発生した。

② 警察活動

管轄区域内で被害が発生した関係都府県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。



▲倒壊家屋からの救出救助（愛知）

MEMO

災害警備活動に従事する警察職員の安全確保の徹底

令和6年7月25日からの大雨に伴う災害警備活動に際し、救助要請を受けパトカーで現場に向かっていた警察官2人が、川からあふれた水に流され殉職した。

災害現場では、状況が刻一刻と変化し、災害警備活動に従事する警察職員が予見困難な二次被害に遭遇する危険性があることから、警察庁では、都道府県警察に対し、災害警備活動に従事する警察職員の安全確保を徹底するため、災害現場に臨場する警察署員に対する教養・訓練の実施や、災害警備本部と通信指令部門の連携に資する訓練の実施、受傷事故防止用装備資機材の整備・活用等を指示するとともに、救命胴衣の整備を進め、警察職員の安全確保を徹底した上で災害警備活動を行うこととしている。



▲救命胴衣



▲救命胴衣を使用した訓練

焦点

第295号・令和6年版
令和7年3月発行

